東京市

同	堀留町二丁目	二五	同	五・三〇	同
同	同　三丁目	六外四筆	同	九・二二	同
同	田所町	一ノ一外四筆	同	五〇四・六五	同
同	長谷川町	一外五筆	同	四八二・四九	同
同	新和泉町	一ノ三外二筆	同	三一九・五七	同
同	住吉町	一五ノ一外五筆	同	三六六・四二	同
同	浪花町	二〇ノ一外四筆	同	三一〇・〇三	同
神田區	豐島町	一ノ二外一七筆	同	七八二・〇四	同
小計				九、六三二・四五	
日本橋區	濱町一丁目	一六ノ二	公園地	二〇〇・〇〇	潰地充當用買收地
同	同	二一ノ一	同	一八二・〇〇	同
同	村松町	四四ノ一	同	五七・〇〇	同
同	同	四四ノ二	同	五七・〇〇	同

日本橋區村松町	四四ノ三	公園地	五七・〇〇	潰地充當用買收地
同　小傳馬上町	二二ノ二	同	一八〇・〇〇	同
同　同	二二ノ四	同	一〇五・〇〇	同
同　同	二二ノ五	同	八七・〇〇	同
同　同	二二ノ一二	同	一三三・〇〇	同
同　同	二二ノ一六	同	一三三・〇〇	同
小計			一、一八一・〇〇	
計			一〇、八二三・四五	
日本橋區浪花町	一九ノ二	道路	七七・四二	道路敷
小計			七七・四二	
同　馬喰町三丁目	一八ノ二	官有地	六〇・二〇	潰地充當用買收地
同　同　四丁目	二三ノ五	同	六六・一六	同
同　同	二三ノ六	同	四四・五八	同

同　橫山町二丁目	五ノ二	同	九二・〇八	同
同　橘町一丁目	一ノ三	同	二四・九八	同
同　同	二ノ二	同	三三・八三	同
同　同	八ノ二	同	九四・二〇	同
同　同四丁目	六ノ二	同	七三・二七	同
同　同	七ノ二	同	五七・〇〇	同
同　同	一〇ノ二	同	六二・八九	同
同　藥研堀町	一〇	同	一〇四・六八	同
同　同	一一	同	六〇・五八	同
同　同	一九ノ四	同	二〇・五六	同
同　同	一九ノ三〇	同	三二・五八	同
同　同	三二ノ二	同	六二・七六	同
同　同	五二ノ二	同	一七・七三	同

小計			七七・四二	
同　馬喰町三丁目	一八ノ二	官有地	六〇・二〇	潰地充當用買收地
同　四丁目	二三ノ五	同	六六・一六	同
同　同	二三ノ六	同	四四・五八	同

內務省

日本橋區米澤町三丁目	八ノ三	官有地	八六・三四	潰地充當用買收地
同　若松町	一四ノ二	同	一三七・四二	同
同　村松町	四一ノ二	同	一六五・九五	同
同　矢ノ倉町	二ノ二	同	七〇・六七	同
同　同	六	同	三一七・二六	同
同　同	八ノ二	同	一四六・八八	同
同　同	九	同	七四・七五	同
同　同	一〇ノ二	同	八四・一四	同
同　濱町一丁目	五ノ一	同	一三四・〇七	同
同　同	一二ノ一	同	二四八・六一	同
同　同	一四ノ二	同	一四〇・〇九	同
同　同	二四	同	二〇〇・五三	同
同　同	二五ノ四	同	一四四・六八	同

同　小傳馬町二丁目	一六ノ一	同	一七四・一八	同

內務省

同 小傳馬町二丁目	一六ノ一	同	一七四・一八	同
同 同	一六ノ七	同	三・二四	同
同 大傳馬町二丁目	三〇ノ一	同	二八・四四	同
同 新材木町	二五	同	一三七・〇四	同
同 同	二六	同	一八・七〇	同
神田區 富松町	七八ノ一	同	二九・六二	同
同 同	一三ノ四	同	七・六七	同
同 同	六ノ一	同	七二・九〇	同
同 同	一三ノ六	同	八八・三四	同
同 同	一三ノ八	同	一八・三	同
同 同	一四ノ一	同	三一・九〇	同
同 同	一四ノ二	同	三五・五〇	同
同 同	一四ノ三	同	九〇・八二	同

神田區豊島町	四五	官有地	一六七・〇九	潰地充當用買收地
同　同	四〇ノ四	同	六・一五	同
同　同	四〇ノ三	同	三五・六六	同
同　同	四〇ノ二	同	三三・六四	同
同　同	二六ノ二	同	一四・二七	同
同　同	一〇ノ一	同	六六・〇〇	同
同　同	六ノ二	同	一九・八一	同
同　同	二ノ四	同	八・七三	同
同　同	二ノ三	同	一七・七七	同
同　同	一ノ六	同	九・二二	同
同　同	一ノ五	同	一三・五〇	同
同　同	一ノ四	同	一三・五一	同
同　同	一ノ三	同	一五・九二	同

日本橋區新乘物町	五	同		一五九・一二	同
同	六ノ二	同		五〇・一二	同
本所區太平町二丁目	二八	同		四九・八〇	同
同	二九	同		一六二・八三	同
同	二九八ノ二	同		五二四・六〇	同
同錦糸町	二三九ノ五	同		一四一・三三	同
同柳島町	二一ノ五	同		七八・一二	同
小計				五、一七〇・五三	
計				五、二四七・九五	
合計				一六、八七三・四七	

三　所有權以外の權利又は處分制限の指定を爲したるもの

一　既登記の所有權以外の權利の指定を爲したるもの地上權六十七件、地上權假登記百七件、抵當權二百九十五件、賃借權十三件、抵當權假登記一件、請求權保全の假登記二十三件、地上權

同同	一ノ六	同	九・二	同
同同	一ノ五	同	一三・五〇	同
同同	一ノ四	同	一三・五一	同
同同	一ノ三	同	一五・九二	同

保全の假登記一件、賃借權設定請求保全假登記四件、豫告登記一件、賃借權假登記一件あり。

二 處分の制限の指定を爲したるもの競賣申立一件、所有權取得假登記十四件あり。

三 未登記の所有權以外の權利の指定を爲したるもの賃借權四千三百八十三件あり。

備考 右の外係爭中の賃借權二十一件あり。

第二節 清算金

第一 土地補償金を以て徴收清算金に充當

本地區に於ける換地處分は、昭和四年三月二十三日內務大臣の認可あり、而して淸算金徵收額は二百七十八萬九十六圓二十五錢にして人員千八百七十九人なり、又土地補償金は同月二十六日補償審査會に於て三百九十五萬九千九百四十二圓二十錢人員三千九百十三人と決定せられたるに依り、左記の通補償金を以て徵收淸算金に充當處分を爲したり。

徵收清算金總額		補償金總額		補償金充當額		充當後徵收清算金		充當後交付補償金	
金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
円 二、七八〇、〇九六・二五	一、八七九	円 三、九五九、九四二・二〇	三、九一三	円 一、二八八、五〇二・五五	一、八七三	円 一、四九一、五九三・七〇	一、〇九二	円 二、六七一、四三九・六五	二、六八〇

第二 換地處分に關する通知

換地處分に關する通知書は、豫め換地說明書及補償金淸算金臺帳に依り之を作成し置き、前項充當處分を爲したる後全部普通郵便を以て之を送達せり。

第三 清算金の徵收

本地區に於ける徵收淸算金總額は二百七十八萬九十六圓二十五錢なりしが、內百二十八萬八千五百二圓五十五錢に對し土地補償金を以て充當したる結果、各納付義務者より直接徵收すべき淸算金は、差引

二、七八〇、〇九六・二五円	一、八七九	三、九五九、九四二・二〇円	三、九一三	一、二八八、五〇二・五五円	一、八七三	一、四九一、五九三・七〇円	一、〇九二	二、六七一、四二九・六五円	二、六八〇

第二　換地處分に關する通知

換地處分に關する通知書は、豫め換地說明書及補償金清算金臺帳に依り之を作成し置き、前項充當處分を爲したる後全部普通郵便を以て之を送達せり。

第三　清算金の徴收

本地區に於ける徴收清算金總額は二百七十八萬九十六圓二十五錢なりしが、內百二十八萬八千五百二圓五十五錢に對し土地補償金を以て充當したる結果、各納付義務者より直接徴收すべき清算金は、差引百四十九萬千五百九十三圓七十錢にして人員千九十二人なり。

右徴收人員千九十二人中分納申請資格者即ち百圓以上納付すべきもの八百六十二人なるも、內官公署分六件を除き差引八百五十六人に對し、分納申請期限を昭和四年四月二十日とし、換地處分に關する通知書と共に分納申請書用紙を送付し置きたる處、右期限內に申請書を提出したるもの五百十六人にして資格者總數に對し六割なり。

依て右申請書を審査の上、同年七月十五日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

今分納清算金に付其の內譯を示せば左表の如し。

回數區分	元金	利子	計	人員	納期限
一	一二八、一二六・四五円	三〇・八七円	一二八、一五七・三二円	五一六	昭和四、七、三〇
二	九一、八四六・三〇	二八、八九八・四八	一二〇、七四四・七八	五一六	同　五、一、三〇
三	六九、五六八・一〇	二五、三四三・五七	九四、九一一・六七	四七二	同　七、三〇
四	六八、五〇六・〇五	二三、五六七・三一	九二、〇七三・三六	四二〇	同　六、一、三〇
五	六八、九七六・八二	一九、八二七・二六	八八、八〇四・〇八	三八四	同　七、三〇
六	六八、八四一・九八	一七、〇六八・三一	八五、九一〇・二九	三四三	同　七、一、三〇

七	六九、八三一・八〇	一四、三一四・八九	八四、一四六・六九	三一六	同　七、三〇
八	七〇、四五一・〇九	一一、五二一・六四	八一、九七二・七三	二九八	同　八、一、三〇
九	七一、四七五・三七	八、七〇三・八〇	八〇、一七九・一九	二六九	同　七、三〇
一〇	七二、五八七・六九	五、八四四・九六	七八、四三一・六五	二四三	同　九、一、三〇
一一	七三、五七四・八〇	二、九四一・四五	七六、五一六・二五	二三三	同　七、三〇
計	八四三、七八六・四五	一五七、〇六二・五四	一、〇〇〇、八四八・九九		

本地區の清算金は昭和四年七月より之が徴收を開始せり。

第四　清算金の交付

本地區に於ける交付清算金は總額二百七十八萬九十六圓二十五錢にして、昭和四年四月四日之が支拂を開始し、同五年二月二十六日迄に全部其の支拂を了したり。

第六章　土地補償金

第一　補償金の算定竝決定

本地區に於ける宅地減歩率は一割六分六厘八九七五なりしを以て、特別都市計畫法第八條に依り補償金の交付を要する爲、同法第五條の規定に依る補償金の配當割合を定むるに當り、幹線街路敷充當用として國に於て買收したる土地及小公園敷充當用として市に於て買收したる土地に對しては該土地の指數相當額とし、其の他の土地に對しては補償總指數より前記指數を控除したる指數を各整理前の權利指數に按分するものとし、之を土地區劃整理委員會に諮問して決定せり。

第六章　土地補償金

第一　補償金の算定竝決定

本地區に於ける宅地減歩率は一割六分六厘八九七五なりしを以て、特別都市計畫法第八條に依り補金償の交付を要する爲、同法第五條の規定に依る補償金の配當割合を定むるに當り、幹線街路敷充當用として國に於て買收したる土地及小公園敷充當用として市に於て買收したる土地に對しては該土地の指數相當額とし、其の他の土地に對しては補償總指數より前記指數を控除したる指數を各整理前の權利指數に按分するものとし、之を土地區劃整理委員會に諮問して決定せり。

次で前記配當割合に基き左表其の一に依り計算したる補償總指數を、整理前各權利に配當して原案を作成の上補償審査會に提出し、昭和四年三月二十六日原案の通決定せられたり。

而して要交付補償金總額は三百九十五萬九千九百四十二圓二十錢にして人員三千九百十三人なり。

補償金計算調書

（其の一）

摘要	員數
整理前宅地總面積	一八五、六〇一坪三三
整理後宅地總面積	一五四、六二四坪九三
潰地面積	三〇、九七六坪四〇
整理前宅地總面積に對する潰地面積の割合	〇・一六六八九七五
整理前宅地の一割に相當する面積	一八、五六〇坪一三
補償總面積	一二、四一六坪二七
整理前宅地總指數	八四、〇〇二、四八五個
同上平均坪當指數	四五二個
指數單價	一圓一五
整理前宅地坪當價格	五一九圓八〇

備考

一　指數單價一圓十五錢は、昭和三年六月二十六日補償審査會に於て決定せるものなり。

二　特別都市計畫法施行令第二十九條該當地の面積は、土地臺帳又は官廳の臺帳面積を揭上せり。

補償總指數	五、六一二、一五四個
補償金總額	六、四五三、九七七圓一〇

（其の二）

摘要		員數
特別都市計畫法施行令第二十九條該當中指數相當額配當のもの	面積	六、三五一坪五二
	整理前指數	一、九五七、一八四個
	補償指數	一、九五七、一八四個
	補償金額	二、二五〇、七六一圓六〇
差引整理前宅地總指數		八二、〇四五、三〇一個
差引補償總指數		三、六五四、九七〇個
補償金配當率（整理前指數千個當）		四四個五四八一九四
特別都市計畫法施行令第二十九條該當中按分率に依り配當のもの	面積	所有權 一六、四八二坪八一 借地權 一、三八一坪六三
	整理前指數	四、七四七、八二一個
	補償指數	二一一、五四二個
	補償金額	二四三、三七三圓三〇
差引要交付補償金		三、九五九、九四二圓二〇

備考

一　指數單價一圓十五錢は、昭和三年六月二十六日補償審査會に於て決定せるものなり。

二　特別都市計畫法施行令第二十九條該當地の面積は、土地臺帳又は官廳の臺帳面積を掲上せり。

三　補償金配當率は、前表差引整理前宅地總指數(八二、〇四五、三〇一個)を以て差引補償總指數(三六五四、九七〇個)を除したるものなり。

四　各筆の補償金(各所有權及借地權に對する補償金)は、前號の配當率に依り補償指數を求め、之に指數單價を乘じて算出せるものなり。

第二　補償金國市負擔區分

本地區に於ける補償金國市負擔區分に關する計算は左記調査表の如く、國負擔額は四百六萬二千三百二十三圓二十五錢となるも、小公園敷充當用として市に於て買收したる土地の評定價格が、市負擔額に對し十萬二千三百八十一圓五錢超過となりたるを以て、之を前記國負擔額に充當し立替へたる結果差引三百九十五萬九千九百四十二圓二十錢(人員三千九百十三人)負擔することゝなりたり。

國市負擔區分調査表

(其の一)　(△印は減を示す)

補償 面積	補償 指數	補償 金額	國負擔 面積	國負擔 指數	國負擔 金額	市負擔 面積	市負擔 指數	市負擔 金額	備考 整理前面積	備考 總指數	備考 平均坪當指數	備考 國又は公有地指數
三、四一六・二七坪	五、六二三、一五四個	六、四五三、九七七・一〇円	二、七三二・八〇坪	五、三三一、三〇六個	六、一一九、五〇一・九〇円	六四三・四七坪	二九〇、八四八個	三三四、四七五・二〇円	一八五、六〇一・三三坪	八四、〇〇二、四八五個	四三二個	六、七〇五、〇〇五個

特別都市計畫法施行令第二十九條該當中按分率に依り配當のもの

面積	
整理前指數	四、七四七、八二一個
補償指數	二二一、五四二個
補償金額	二四三、三七三圓三〇
差引要交付補償金	三、九五九、九四二圓二〇

負擔區分	種別	面積	補償 指數	補償 金額	施行令第二十九條該當地 按分率に依るもの 指數	按分率に依るもの 金額	控除の分 指數	控除の分 金額	計 指數	計 金額	差引交付 指數	差引交付 金額
國負擔	幹線	二、七七二・八〇坪	五、三三一、三〇六個	六、一二九、五〇一・九〇円	二〇〇、五七九個	二三〇、六六五・八五円	一、五八八、二七二個	一、八二六、五二三・八〇円	一、七八八、八五一個	二、〇五七、一七八・六五円	三、五三二、四五五個	四、〇六二、三二三・二五円
	計	二、七七二・八〇	五、三三一、三〇六	六、一二九、五〇一・九〇	二〇〇、五七九	二三〇、六六五・八五	一、五八八、二七二	一、八二六、五二三・八〇	一、七八八、八五一	二、〇五七、一七八・六五	三、五三二、四五五	四、〇六二、三二三・二五
市負擔	補助線の內電氣事業用地	二一・一七	九、五六九	一一、〇〇四・三五	三六一	四一五・一五	—	—	三六一	四一五・一五	九、二〇八	一〇、五八九・二〇
	小公園	六二二・三〇	二八一、二七九	三二三、四七〇・八五	一〇、六〇二	一三、一九二・三〇	三六八、九一三	四二四、二四八・八〇	三七九、五一四	四三六、四四一・一〇	△九八、二三五	△一一三、九七〇・二五
	計	六四三・四七	二九〇、八四八	三三四、四七五・二〇	一〇、九六三	一三、六〇七・四五	三六八、九一三	四二四、二四八・八〇	三七九、八七五	四三六、八五六・二五	△八九、〇二六	△一〇二、三八一・〇五

總計	三、四一六・二七	五、六二三、一四	三、五四二	一、九五七、一八四	二、一六八、七三六	三、四四三、四二八
		六、四五三、九七七・一〇	二四三、二七三・三〇	二、二五〇、七六一・六〇	二、四九四、〇三四・九〇	三、九五九、九四二・二〇

第三　補償金の申告

補償金の交付を受けむとする者は、昭和四年三月二十五日迄に之に關する申告書を提出すべき旨、申告書用紙を添へ權利者三千九百十三人に對し注意書を發したるに、全部期間內に申告を了したり。

第四　各權利者に直接交付すべき補償金

要交付補償金總額は三百九十五萬九千九百四十二圓二十錢なりしが、內百二十八萬八千五百二圓五十五錢を徵收清算金に充當したる結果、各權利者に直接交付すべき補償金は二百六十七萬千四百三十九圓六十五錢(人員二千六百八十人)なり。

第五　補償金の交付

前記各權利者に直接交付すべき補償金二百六十七萬千四百三十九圓六十五錢は昭和四年四月四日之が支拂を開始し、同六年二月二十日迄に全部其の支拂を了したり。

第七章　登記及地價配賦

第一節　登　　記

第一　代位登記

土地に關し代位登記を爲したる件數は、土地表示更正及變更百二十四件、土地名義人表示更正及變更

十四件、土地分合筆七十六件、土地所有權移轉六件、所有權保存一件なり。

第二　區劃整理登記

土地囑託筆數は整理前千四百八十五筆、整理後千二百八十筆にして、建物囑託棟數は要登記のもの千七百八十三棟、現存を認め難きもの四千八百二十一棟あり、囑託書を登記所に提出したるは東京區裁判所昭和四年七月十六日、二長町出張所昭和四年六月二十日、林町出張所昭和四年九月十三日にして、登記の完了は東京區裁判所昭和四年十一月二十九日、二長町出張所昭和四年七月十日、林町出張所昭和四年九月十七日なり、而して登記の停止期間は換地處分告示の日即ち昭和四年三月二十三日より東京區裁判所約八箇月、二長町出張所約三箇月半、林町出張所約六箇月に亘れり。

第二節　地價配賦

第一　地價配賦前の處理

本地區の土地區劃整理施行申告、工事著手屆及工事完了屆を神田橋、永代橋、兩國橋各稅務署長に提出したる年月日左の如し。

一　土地區劃整理施行申告　大正十四年十二月二十八日
一　工事著手屆　同　十五年十月二十五日
一　工事完了屆　昭和四年十月十日

第二　地價配賦

地價配賦案は昭和四年十月八日之が作成を了し、同年十月十日神田橋、永代橋及兩國橋の各稅務署長に提出し同月三十日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は四百九十二萬四千八百十四圓三十五錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は七十五萬七千五百八十七圓九十七錢なり、之を前述の地價總額四百九十二萬四千八百十四圓三十五錢より控除したる四百十六萬七千二百二十六圓三十八錢は、即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價總額とす、而して整理後各筆評定指數千個當配賦地價額は五十三圓七

一　工事完了届　　　　昭和四年十月十日

第二　地價配賦

地價配賦案は昭和四年十月八日之が作成を了し、同年十月十日神田橋、永代橋及兩國橋の各税務署長に提出し同月三十日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は四百九十二萬四千八百十四圓三十五錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は七十五萬七千五百八十七圓九十七錢なり、之を前述の地價總額四百九十二萬四千八百十四圓三十五錢より控除したる四百十六萬七千二百二十六圓三十八錢は、即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價總額とす、而して整理後各筆評定指數千個當配賦地價額は五十三圓七十四錢二八九八三四となる。

地價配賦算定に關する數字を示せば左の如し。

一　整理前後有租地面積

整理前面積	整理後面積	差引減歩面積
一六九、七八八・一三坪	一四三、六六八・九一坪	二六、一一九・二三坪

二　整理前有租地坪當平均地價

整理前有租地面積	同上總地價	坪當平均地價
一六九、七八八・一三坪	四、九二四、八一四・三五円	二九・〇〇五円

三　控除せらるべき地價

有租地差引減歩面積	坪當平均地價	控除地價
二六、一一九・二三坪	二九・〇〇五円	七五七、五八七・九七円

四　整理後評定指數千個當配賦地價額

整理後有租地總指數	配賦地價	指數千個當配賦地價額
七七、五四〇、〇三八個	四、一六七、二三六・三八円	五三・七四二八九八三四円

次に整理前後の土地を有租地、免租地、公共用地の區分に從ひ地目別に掲記すれば左の如し。

整理前後土地面積及筆數調

區分	地目	從前の土地 臺帳面積	從前の土地 筆數	整理後の土地 實測面積	整理後の土地 筆數	面積差引 増	面積差引 減	筆數差引 増	筆數差引 減
有租地	宅地	一六七、四三二・八二坪 外下水敷一〇・〇八	一、二八七	一四三、〇二八・六〇坪	一、三〇七	—坪	二四、四一四・二〇坪	二〇	—
	耕地整理法第十四條第四項該當地	六四〇・三一	三六	六四〇・三一	三六	—	—	—	—
	計	一六八、〇七三・一三 外下水敷一〇・〇八	一、三二三	一四三、六六八・九一	一、三四三	—	二四、四一四・二〇	二〇	—
民有免租地	道路	二四七・九〇	二	—	—	—	二四七・九〇	—	二
市有免租地	道路	九、一五一・七三	一六九	—	—	—	九、一五一・七三	—	一六九
	學校敷地	二四二・二一	三	三四九・八三	一	一〇七・六二	—	—	二
	公園地	一、八四一・一五	一一	一、八九一・四五	四	五〇・三〇	—	—	七

	河岸地	六、五二〇·六五	一八	六、〇五八·五五	四六	—	四五二·一〇	二八	—
	下水敷	二九·六八	一	—	—	—	二九·六八	—	一
	計	一七、七七五·四二	二〇二	八、二九九·八三	五一	一五七·九二	九、六三三·五二	二八	一七九
區有免租地	學校敷地	二、六六三·〇九	一五	二、六八五·四〇	五	七三·三二	—	—	一〇
府有免租地	道路	六三三·〇六	六	—	—	—	六三三·〇六	—	六
	警視廳用地	七〇八·二二	二	七〇〇·五五	三	—	七·六七	一	—
	計	一、三四一·二八	八	七〇〇·五五	三	—	六四〇·七三	一	六
國有免租地	內務省用地	四、八〇九·二四	二六	二六六·〇六	一	—	四、五四三·一八	—	二五
	遞信省用地	九五七·三七	六	九五三·九八	六	—	三·三九	—	—
	大藏省用地	七八·二二	一	—	—	—	七八·二二	—	一
	小社地	二〇·〇〇	一	二〇·三〇	一	〇·三〇	—	—	—
	村社地	一三五·〇〇	一	一三五·四五	一	〇·四五	—	—	—
	計	五、九九九·八三	三五	一、三七五·七九	九	〇·七五	四、六二四·七九	—	二六
公共用地	道路	五五、七二〇·一七	—	九七、九六一·九七	—	四二、二四一·八〇	—	—	—
	河川運河	二、一二〇·〇六	—	二、三二四·二三	—	二〇四·一七	—	—	—
	溝渠	八四三·〇七	—	—	—	—	八四三·〇七	—	—
	共同物揚場	—	—	七八二·二五	—	七八二·二五	—	—	—

乙 建物其の他の工作物移轉

計	六七、六八三・三〇	—	一〇、〇六八・四五	—	四三、二一八・三三	八四三・〇七	—	—
合計	二六三、七三二・九五 外下水敷一〇・〇八	一、五八五	二六六、七九八・九三	一、四一二	四三、四六〇・三〇	四〇、四四四・三〇	四九	三三

乙　建物其の他の工作物移轉

第一章　整理前の建物

本地區整理前の宅地總面積は十八萬五千六百一坪にして、之に所在する建物の總棟數は六千八百三十二棟此の延坪數十四萬八千五百六十一坪八合四勺なり、而して建物一棟當り宅地面積は二十七坪一合七勺、同建物延坪數は二十一坪七合五勺なり。

前記總棟數の內、移轉を要するもの六千七百三十棟(總棟數に對し九割八分)にして、爾餘の百二棟は換地の關係に依り、其の儘据置き得る不要移轉建物なり(總棟數は昭和二年十二月調復興局移轉料調書に依りたり)

第二章　移轉經過

第一節　移轉命令

本地區の換地面積決定に關する件は、大正十五年三月三十日土地區劃整理委員會に於て其の一部の決議ありたるを以て、其の地域內移轉群に就き建物及工作物の現狀調査に著手し、其の調査に基き移轉工法竝工程を定め、大正十五年五月十九日第一次として日本橋區小傳馬町二丁目の一部に所在する建物四

十一棟に對し移轉命令二十六通、同通知二十四通を發し、爾來引續き換地面積の決定に從ひ、前記の調査施行の上之が發令に努め、昭和二年十二月二十八日神田區豐島町、江川町の各一部の發令を最後とし、要移轉建物六千七百三十棟の內、六千七百五棟及工作物に對し、移轉命令四千七百九十三通、同通知五千七百八十九通を發し、爾餘の二十五棟に對しては協議其の他の方法に依りたり。

第二節　損害補償

移轉命令の發令に次で建物及工作物の新築費竝動產の種類、數量及營業休止に因る損害等の現地調査に著手、其の調査に基き移轉損害補償金の算定を爲し、大正十五年七月二日以降順次之を補償審査會に提案し、審議決定を重ぬること前後七十五回（變更案の決定を含む）にして昭和三年四月十九日一先終了したるが、其の後に至り既決補償金の變更を要するものあり、之が審議決定を爲すこと十九回に及び、翌四年四月三十日に至り全部の決定を了せり、尙補償審査會の決定を要せざるものに付ては、調査算定すると共に關係者と協定する等夫々處理を了したり。

補償審査會に於て決定したる補償金及其の他の移轉料總額は七百十一萬二千五百五十四圓九十八錢にして、內國負擔額六百十九萬四千二十二圓五十二錢、市負擔額九十一萬八千五百三十二圓四十六錢なり。

前記の補償金竝移轉料は昭和六年三月末日迄に其の大部分の支拂を爲し、殘額七百八十四圓五十九錢の內、國負擔に係る四百七十六圓十八錢は東京供託局に供託し、市負擔に係る三百八圓四十一錢は支拂未濟なり。

尙補償審査會に於て決定したる補償金總額竝其の內譯を示せば左の如し。

前記の補償金並移轉料は昭和六年三月末日迄に其の大部分の支拂を爲し、殘額七百八十四圓五十九錢の內、國負擔に係る四百七十六圓十八錢は東京供託局に供託し、市負擔に係る三百八圓四十一錢は支拂未濟なり。

尙補償審査會に於て決定したる補償金總額並其の內譯を示せば左の如し。

建物棟數	延坪數	補償金	內譯 區分	內譯 金額	內譯 坪當
六、四四〇	一四五、九九八・七九坪	六、八三〇、〇〇六・七九円	建物移轉料	四、三五一、〇七五・一六円	二九・八〇円
			工作物移轉料	四八七、三六七・八七	三・三四
			造作移轉料	一三八、七七一・五三	〇・八八
			動產移轉料	六四〇、二七八・三六	四・三八
			休業補償	六六八、三三七・一七	四・五八
			雜費	五五四、二八六・七一	三・八〇
			計	六、八三〇、〇〇六・七九	四六・七八

第三節　移轉實施

本地區の移轉工事は大正十五年七月之に著手し、同年中に百三十四棟、昭和二年中に千八百九十棟同三年中に四千四百三十棟、同四年に於ては十一月迄に二百七十六棟の移轉を完了し、工事著手以來三年四月にして建物六千七百三十棟及其の他工作物の移轉完了を見るに至りたり、之を月別に示せば左の如し。

年＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	累計
大正十五年 昭和元年	—	—	—	—	—	—	—	三	一八	三二	五一	三	一三四	一三四
昭和二年	七	四三	九九	一七九	二〇二	二三四	一八〇	二五七	二三〇	二七三	二〇六	—	一、八九〇	二、〇二四
昭和三年	二九四	三一二	四一三	六三二	三三三	四一八	六三一	三五八	三一四	三三二	二六〇	一四五	四、四三〇	六、四五四
昭和四年	九三	九四	五〇	二四	一三	—	一	—	—	—	一	—	二七六	六、七三〇

丙　地下埋設物其の他工作物整理

丙　地下埋設物其の他工作物整理

第一章　概説

本地區に於ける地下埋設物其の他工作物整理費中本市負擔額は十萬六千四百五十六圓二錢にして、之を工種別に見るときは一地區集計三萬六千四百十九圓六十一錢、應急整理一工事七千三百三十圓二十七錢假本整理一萬三千八百四十六圓四十七錢、私有管線四萬八千七百八十二圓五十四錢、道路後修七十七圓十三錢なり、更に之を事業者別に見るときは市水道局三萬九千八百四十七圓七十五錢、市電氣局三千五百四十八圓三十九錢、東京電燈株式會社二萬六千七百九十六圓八十五錢、東京瓦斯株式會社三萬四千三百六十四圓八十三錢、電話千八百九十八圓二十錢なり、其の事業者別一覽及支拂狀況を示せば左の如し。

事業者別一覽

種別	市水道局	市電氣局	東京電燈株式會社	東京瓦斯株式會社	電話	計
一地區集計	円 一三、二八五・二〇	円 二、一九七・一四	円 八、七〇六・〇四	円 一三、二三一・二三	円 —	円 三六、四一九・六一
應急整理一工事	三、五三二・九〇	三二・三五	三、五六六・〇二	一九九・〇〇	—	七、三三〇・二七
假本整理	三、二八二・〇二	八四四・〇九	四、二五〇・三〇	五、四七〇・〇六	—	一三、八四六・四七
私有管線	二〇、七四七・六三	四七四・八一	一〇、一九七・三六	一五、四六四・五四	一、八九八・二〇	四八、七八二・五四
道路後修	—	—	七七・一三	—	—	七七・一三

計	三九、八四七・七五	三、五四八・三九	二六、七九六・八五	三四、三六四・八三	一、八九八・二〇	一〇六、四五六・〇三

年度別工事費支拂進捗狀況

種別	大正十五年 昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	支拂未濟	計
一地區集計	円 —	円 —	円 一六、三五二・五二	円 四、〇一八・七三	円 一六、〇四八・三六	円 —	円 三六、四一九・六一
應急整理一工事	—	—	四、八四四・一九	九九九・二八	一、四八六・八〇	—	七、三三〇・二七
假本整理	—	—	—	七、二三四・四四	六、六一三・〇三	—	一三、八四六・四七
私有管線	二九・六一	二、九二八・〇一	二七、〇八〇・五七	一六、一七四・五五	二、三五九・八〇	二一〇・〇〇	四八、七八二・五四
道路後修	—	—	—	—	七七・一三	—	七七・一三
計	二九・六一	二、九二八・〇一	四八、二七七・二八	二八、四二七・〇〇	二六、五八四・一三	二一〇・〇〇	一〇六、四五六・〇三
進捗歩合%	一	二	四五	二六	二五	一	一〇〇

第二章　本枝管線處理

第一節　應急整理一地區集計

本地區に於ける整理總數量は電柱五百六十本、管線路三萬千九百八十六間六及關係工作物にして、其の整理費二十八萬百五十一圓七錢を左記負擔區分によりたる爲、本市負擔額は三萬六千四百十九圓六十一錢なり、其の負擔別比率及支拂狀況を示せば左の如し。

の整理費二十八萬百五十一圓七錢を左記負擔區分によりたる爲、本市負擔額は三萬六千四百十九圓六十一錢なり、其の負擔別比率及支拂狀況を示せば左の如し。

負擔別比率

負擔區分		潰地面積	比率 %
國負擔	幹線街路費	一八、九五七坪	四一
	運河費	九八〇	二
	土地整理費	一九、八四二	四四
	計	三九、七七九	八七
市負擔	補助線街路費	四、五二〇	一〇
	小公園費	一、二三〇	三
	計	五、七五〇	一三
合計		四五、五二九	一〇〇

支拂狀況

年度	水道	市電	東電	瓦斯	計
昭和三年	四、〇一八・七三円	七三一・九六円	二、四一六・〇七円	九、一九四・七六円	一六、三五一・五二円
昭和四年	四、〇一八・七三	—	—	—	四、〇一八・七三
昭和五年	四、二四七・七四	一、四七四・一八	六、一八九・九七	四、〇三六・四七	一六、〇四八・三六

第二章　本枝管線處理

第一節　應急整理一地區集計

本地區に於ける整理總數量は電柱五百六十本、管線路三萬千九百八十六間六及關係工作物にして、其

計	二二、二八五・二〇	二、一九七・一四	八、七〇六・〇四	一三、二三一・二三	三六、四一九・六一

第二節　應急整理工事

本地區に於ける應急整理工事中本市に於て工事を施行し本市負擔に屬するもの十二件金額千八百九十二圓三十二錢、又國に於て工事を施行し本市負擔に屬するもの十四件金額五千四百三十七圓九十五錢計二十六件整理費七千三百三十圓二十七錢にして、昭和二年六月二日より同六年三月十八日迄に全部支拂を爲せり、之を事業者別に見るときは市水道局十件金額三千五百三十二圓九十錢、市電氣局一件金額三十二圓三十五錢、東京電燈株式會社十二件金額三千五百六十六圓二錢、東京瓦斯株式會社三件金額百九十九圓なり、其の工種別竝支拂状況を示せば左の如し。

工事種別

種別		水道 數量	水道 金額	市電 數量	市電 金額	東電 數量	東電 金額	瓦斯 數量	瓦斯 金額	計 數量	計 金額
道路支障工事	電柱	—	円 —	本 二	円 三二・三五	本 一	円 三三・一七	—	円 —	本 三	円 六五・五二
	管線路	間 一六三・九	二、三三七・七九	—	—	—	—	—	—	間 一六三・九	二、三三七・七九
	其の他	ヶ所 一九	一、二〇五・一一	—	—	ヶ所 二	三一・六四	ヶ所 三	一九九・〇〇	ヶ所 三三	一、四三六・七五
	計	—	三、五三二・九〇	—	三二・三五	—	六五・八一	—	一九九・〇〇	—	三、八三〇・〇六
	管線路	—	—	—	—	間 一〇七・二	二、一九三・〇〇	—	—	間 一〇七・二	二、一九三・〇〇

		水道		市電		東電		瓦斯		合計	
建物移轉支障	其の他	—	—	—	—	二ケ所	三二・三二	—	—	二ケ所	三二・三二
	計	—	—	—	—	—	二、二三五・三一	—	—	—	二、二三五・三一
出入口支障	電柱	—	—	—	—	一三本	一、二七四・九〇	—	—	一三本	一、二七四・九〇
合計	電柱	—	—	二本	三一・三五	一三本	一、三〇八・〇七	—	—	一五本	一、三四〇・四二
	管線路	一六三・九間	二、三三七・七九	—	—	一〇七・二間	二、一九三・〇〇	—	—	二七一・一間	四、五三〇・七九
	其の他	一九ケ所	一、二〇五・一一	—	—	四ケ所	六四・九五	三ケ所	一九九・〇〇	二五ケ所	一、四六九・〇六
	計		三、五三二・九〇		三一・三五		三、五六六・〇三		一九九・〇〇		七、三三〇・二七

支拂狀況

年度	水道 件數	水道 金額	市電 件數	市電 金額	東電 件數	東電 金額	瓦斯 件數	瓦斯 金額	合計 件數	合計 金額
昭和三年	一	一、六四一・四九円	—	—円	七	三、〇八六・四五円	一	一一六・二五円	九	四、八四四・一九円
昭和四年	一	六八六・三〇	一	三一・三五	二	一九七・八八	二	八二・七五	六	九九九・二八
昭和五年	八	一、二〇五・一一	—	—	三	二八一・六九	—	—	一一	一、四八六・八〇
計	一〇	三、五三二・九〇	一	三一・三五	一二	三、五六六・〇二	三	一九九・〇〇	二六	七、三三〇・二七

第三節　假本整理

本地區に於ける假本整理工事中本市に於て工事を施行し本市負擔に屬するもの二十五件金額一萬三千

五百四十三圓九十三錢、又國に於て工事を施行し本市負擔に屬するもの一件金額三百二圓五十四錢計二十六件整理費一萬三千八百四十六圓四十七錢にして、昭和四年十一月二日より同六年三月三日迄に全部支拂を爲せり、之を事業者別に見るときは市水道局三件金額三千二百八十二圓二錢、市電氣局四件金額八百四十四圓九錢、東京電燈株式會社十二件金額四千二百五十圓三十錢、東京瓦斯株式會社七件金額五千四百七十圓六錢なり、其の工種別竝支拂狀況を示せば左の如し。

工事種別

種別		水道 數量	水道 金額	市電 數量	市電 金額	東電 數量	東電 金額	瓦斯 數量	瓦斯 金額	計 數量	計 金額
交通支障	電柱	—	円 —	四八本	円 三七六・四五	八七本	円 四、一五二・六五	—	円 —	一三五本	円 四、五二九・一〇
	管線路	—	—	一三六・七間	四六七・六四	—	—	—	—	一三六・七間	四六七・六四
	其の他	—	—	—	—	一三ケ所	九七・六五	—	—	一三ケ所	九七・六五
	計	—	—	—	八四四・〇九	—	四、二五〇・三〇	—	—	—	五、〇九四・三九
其の他	管線路	一、〇三三・三間	三、二八二・〇二	—	—	—	—	一、六二六・六間	五、四七〇・〇六	二、六四九・九間	八、七五二・〇八
合計	電柱	—	—	四八本	三七六・四五	八七本	四、一五二・六五	—	—	一三五本	四、五二九・一〇
	管線路	一、〇三三・三間	三、二八二・〇二	一三六・七間	四六七・六四	—	—	一、六二六・六間	五、四七〇・〇六	二、七七六・六間	九、二二九・七二
	其の他	—	—	—	—	一三ケ所	九七・六五	—	—	一三ケ所	九七・六五
	計		三、二八二・〇二		八四四・〇九		四、二五〇・三〇		五、四七〇・〇六		一三、八四六・四七

第三章　私有管線處理

本地區に於ける私有管線整理工事中本市負擔に屬する工事は件數二千百十件整理費四萬八千七百八十二圓五十四錢にして、昭和二年四月十九日水道及東電工作物整理費の支拂を最初としそれより逐次支拂を爲せり、之を事業別に見るときは水道五百八十六件金額二萬七百四十七圓六十三錢、市電十七件金額四百七十四圓八十一錢、東電八百六十五件金額一萬百九十七圓三十六錢、瓦斯六百七件金額一萬五千四百六十四圓五十四錢、電話三十五件金額千八百九十八圓二十錢なり、尙前記の內事業者拂に屬するもの二千七十五件金額四萬千百三十五圓四十九錢、又現金補償に屬するもの四百七十四件金額七千六百四十七圓五錢にして、內移設費補償三十五件金額千八百九十八圓二十錢、再設費補償四百三十九件金額五千七百四十八圓八十五錢なり、其の事業別一覽及支拂狀況を示せば左の如し。

支拂狀況

年度	水道 件數	水道 金額	市電 件數	市電 金額	東電 件數	東電 金額	瓦斯 件數	瓦斯 金額	合計 件數	合計 金額
昭和四年	二	二、八四一・〇三円	一	二三・〇二円	二	四、一〇〇・七五円	一	二七〇・六四円	一五	七、二三四・四四円
昭和五年	一	四四〇・九九	三	八二一・〇七	一	一四九・五五	六	五、一九九・四二	一一	六、六一二・〇三
計	三	三、二八二・〇二	四	八四四・〇九	三	四、二五〇・三〇	七	五、四七〇・〇六	二六	一三、八四六・四七

合計	水道 件數	水道 金額	市電 件數	市電 金額	東電 件數	東電 金額	瓦斯 件數	瓦斯 金額	合計 件數	合計 金額
電柱	—	—	四八本	三七六・四五	八七本	四、一五二・六五	—	—	一三五本	四、五二九・一〇
管線路	一、〇三三・三間	三、二八二・〇二	一三六・七間	四六七・六四	—	—	一、六二六・六間	五、四七〇・〇六	二、七七六・六間	九、二一九・七二
其の他	—	—	—	—	三ケ所	九七・六五	—	—	三ケ所	九七・六五
計		三、二八二・〇二		八四四・〇九		四、二五〇・三〇		五、四七〇・〇六		一三、八四六・四七

事業別一覽

種別	水道 件數	水道 金額	市電 件數	市電 金額	東電 件數	東電 金額	瓦斯 件數	瓦斯 金額	電話 件數	電話 金額	計 件數	計 金額
事業者拂	五八六	一八、七六一・六六円	一七	三二一・七一円	八六五	八、四六二・六七円	六〇七	一三、六九九・四五円	—	—円	二、〇七五	四一、一三五・四九円
現金補償（個人拂） 再設費補償	二二	一、九八五・九七	一六	二六三・一〇	一四九	一、七三四・六九	一六三	一、七六五・〇九	—	—	四三九	五、七四八・八五
現金補償（個人拂） 移設費補償	—	—	—	—	—	—	—	—	三五	一、八九八・二〇	三五	一、八九八・二〇
現金補償（個人拂） 計	二二	一、九八五・九七	一六	二六三・一〇	一四九	一、七三四・六九	一六三	一、七六五・〇九	三五	一、八九八・二〇	四七四	七、六四七・〇五
合計	五八六	二〇、七四七・六三	一七	四七四・八一	八六五	一〇、一九七・三六	六〇七	一五、四六四・五四	三五	一、八九八・二〇	二、一一〇	四八、七八二・五四

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

支拂狀況

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償（個人拂） 再設費補償 件數	再設費補償 金額	移設費補償 件數	移設費補償 金額	計 件數	計 金額	合計 件數	合計 金額	步合%
大正十五年 昭和元年	—	—円	三	二九・六一円	—	—円	三	二九・六一円	—	二九・六一円	一
昭和二年	二〇九	一、八三〇・〇八	八二	八七七・七三	五	二三〇・二〇	八七	一、〇九七・九三	二一四	二、九二八・〇一	六
昭和三年	九二六	二四、六〇六・四七	一五七	二、四二八・一〇	一	四六・〇〇	一五八	二、四七四・一〇	九二七	二七、〇八〇・五七	五五
昭和四年	八九四	一三、五五七・九二	一五九	一、九八四・六三	二九	一、六三二・〇〇	一八八	三、六一六・六三	九二三	一六、一七四・五五	三三

昭和五年	四六	二、一四一・〇三	一四	二八・七八	—	—	一四	二八・七八	四六	二、一六九・八〇	四
未済	—	—	一四	二一〇・〇〇	—	—	一四	二一〇・〇〇	—	二一〇・〇〇	一
計	二、〇七五	四一、一三五・四九	四三九	五、七四八・八五	三五	一、八九八・二〇	四七四	七、六四七・〇五	二、一一〇	四八、七八二・五四	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第一　水道

本市負擔に屬する水道工作物整理費は二萬七百四十七圓六十三錢にして昭和二年四月十九日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲せり、而して前記工事費中事業者拂に屬するもの五百八十六件金額一萬八千七百六十一圓六十六錢、又再設費現金補償に屬するもの百十一件金額千九百八十五圓九十七錢なり、其の支拂状況を示せば左の如し。

年度	事業者拂		現金補償（再設費補償個人拂）		合計		歩合%
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	
大正十五年・昭和元年	—	円 —	二	円 二四・七五	—	円 二四・七五	一
昭和二年	一	一・七八	二〇	三五〇・二三	一	三五二・〇一	一
昭和三年	三六四	三、三九五・三九	四〇	七二八・一七	三六四	一三、一二三・五六	六三
昭和四年	一七八	四、二四八・六八	三七	五七四・九一	一七八	四、八二三・五九	三二
昭和五年	四三	二、二一五・八一	七	一七・五八	四三	二、二九三・三九	二
未済	—	—	五	一三〇・三三	—	一三〇・三三	一

計	五八六	一八、七六一・六六	一一一	一、九八五・九七	五八六	二〇、七四七・六三	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第二　電氣

(イ) 市電

本市負擔に屬する市電工作物整理費は四百七十四圓八十一錢にして昭和三年八月二十五日より支拂を開始し、それより逐次支拂を爲し同五年九月二日迄に全工事費の支拂を了せり、而して前記工事費中事業者拂に屬するもの十七件金額二百十一圓七十一錢、又再設費現金補償に屬するもの十六件金額二百六十三圓十錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償(再設費補償個人拂) 件數	現金補償(再設費補償個人拂) 金額	合計 件數	合計 金額	步合%
昭和三年	一一	三一・四八円	五	九九・三七円	一六	一三〇・八五円	二八
昭和四年	三	一五五・〇二	一一	一六三・七三	一四	三一八・七五	六七
昭和五年	三	二五・二一	—	—	三	二五・二一	五
計	一七	二一一・七一	一六	二六三・一〇	三三	四七四・八一	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

(ロ) 東電

本市負擔に屬する東電工作物整理費は一萬百九十七圓三十六錢にして昭和二年四月十九日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲せり、而して前記工事費中事業者拂に屬するもの八百六十五件金額八千四百六十二圓六十七錢、又再設費現金補償に屬するもの百四十九件金額千七百三十四圓六十九錢なり、其

開始しそれより逐次支拂を爲せり、而して前記工事費中事業者拂に屬するもの八百六十五件金額八千四百六十二圓六十七錢、又再設費現金補償に屬するもの百四十九件金額千七百三十四圓六十九錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償(再設費補償個人拂) 件數	現金補償(再設費補償個人拂) 金額	合計 件數	合計 金額	歩合%
大正十五年 昭和元年	―	―円	一	四・八六円	―	四・八六円	一
昭和二年	二〇八	一、八二八・二〇	五三	四一七・九六	二〇八	二、二四六・一六	二二
昭和三年	一六八	二、〇六二・一三	三八	六四七・八四	一六八	二、七〇九・九六	二六
昭和四年	四八九	四、五七二・二五	四五	六〇一・三九	四八九	五、一七三・六四	四九
昭和五年	―	―	九	二五・五二	―	二五・五二	一
未濟	―	―	四	三七・一三	―	三七・一三	一
計	八六五	八、四六二・六七	一四九	一、七三四・六九	八六五	一〇、一九七・三六	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第三　瓦斯

本市負擔に屬する瓦斯工作物整理費は一萬五千四百六十四圓五十四錢にして昭和二年十二月二十三日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲せり、而して前記工事費中事業者拂に屬するもの六百七件金額一萬三千六百九十九圓四十五錢、又再設費現金補償に屬するもの百六十三件金額千七百六十五圓九錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

(ロ) 東電

本市負擔に屬する東電工作物整理費は一萬百九十七圓三十六錢にして昭和二年四月十九日より支拂を

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償(再設費補償 個人拂) 件數	現金補償(再設費補償 個人拂) 金額	合計 件數	合計 金額	歩合%
昭和二年	—	円 —	一〇	円 一〇九・五四	—	円 一〇九・五四	一
昭和三年	三九二	一〇、二一七・四八	七四	九五二・七二	三九二	一一、一七〇・二〇	七〇
昭和四年	二一五	三、五八一・九七	六六	六四四・六〇	二一五	四、二二六・五七	二七
昭和五年	—	—	八	一五・六八	—	一五・六八	一
未濟	—	—	五	四二・五五	—	四二・五五	一
計	六〇七	一三、六九九・四五	一六三	一、七六五・〇九	六〇七	一五、五六四・五四	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第四　電話

本市負擔に屬する電話整理費は千八百九十八圓二十錢にして昭和二年十二月二十三日より支拂を開始し、それより逐次支拂を爲し同五年一月二十四日迄に全部の支拂を了せり、而して前記補償費中加入電話にして二回移設を要し移設費を現金補償したるもの三十三件金額千八百八十六圓、又私設電話にして移設費を現金補償したるもの二件金額十二圓二十錢なり、其の補償狀況を示せば左の如し。

年度	現金補償(移設費補償 個人拂) 件數	現金補償(移設費補償 個人拂) 金額	歩合%
昭和二年	五	円 二三〇・二〇	三
昭和三年	一	四六・〇〇	二

移設費を現金補償したるもの二件金額十二圓二十錢なり、其の補償狀況を示せば左の如し。

年度	現金補償（移設費補償 個人拂）		歩合
	件數	金額	%
昭和二年	五	円 二三〇・二〇	一三
昭和三年	一	四六・〇〇	二
昭和四年	二九	一、六二二・〇〇	八六
計	三五	一、八九八・二〇	一〇〇

第四章　道路占用

要求工事中道路後修を要したるものゝ內本市負擔に屬する工事は東京電燈株式會社關係のもの八件後修費七十七圓十三錢にして、昭和五年八月四日より支拂を開始し同六年三月二十八日迄に全部支拂を了せり。

第十二地區

第十二地區整理前後概

（整理前）

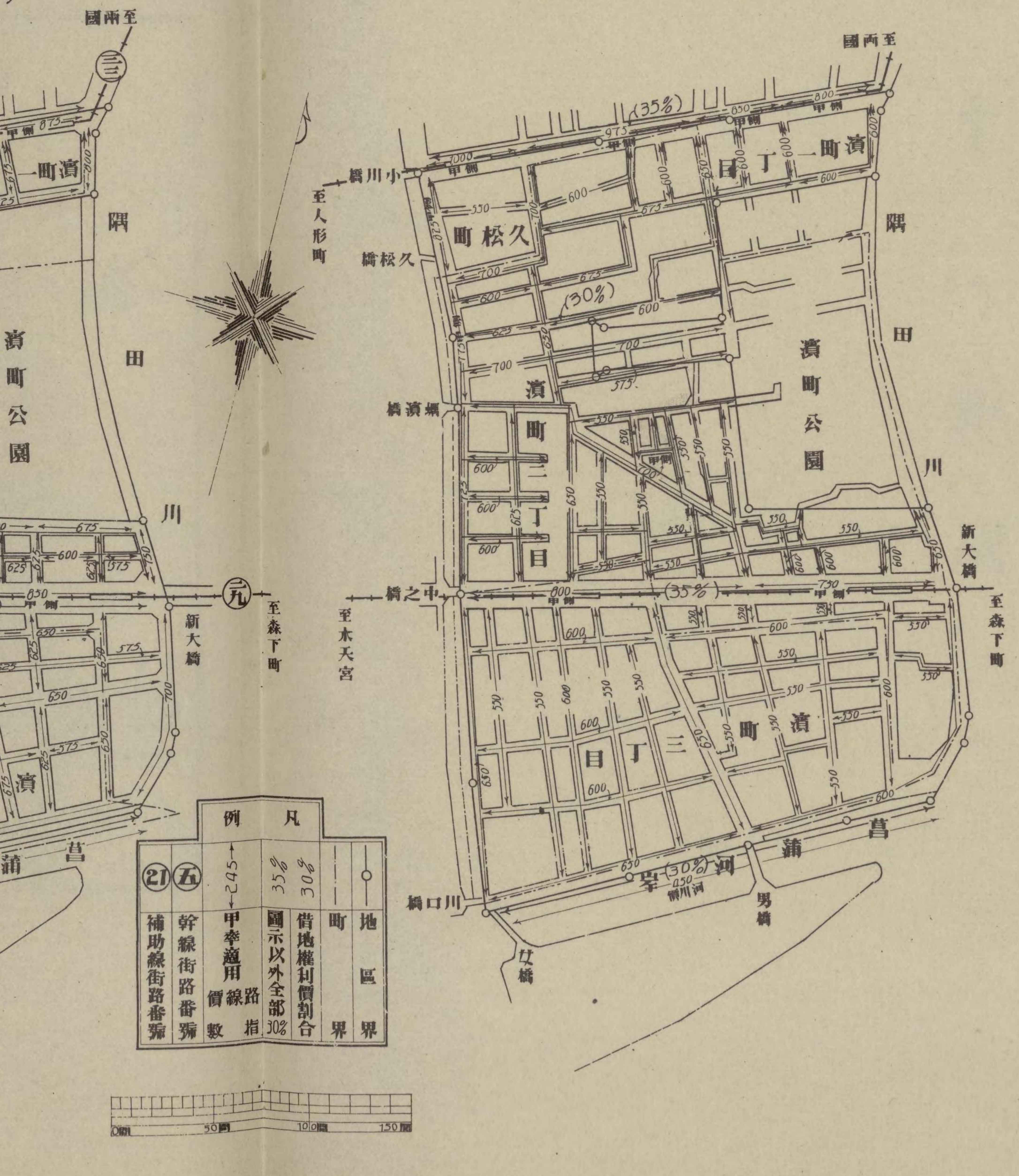

第十二地區整理前後概況圖

(整理後)　　(整理前)

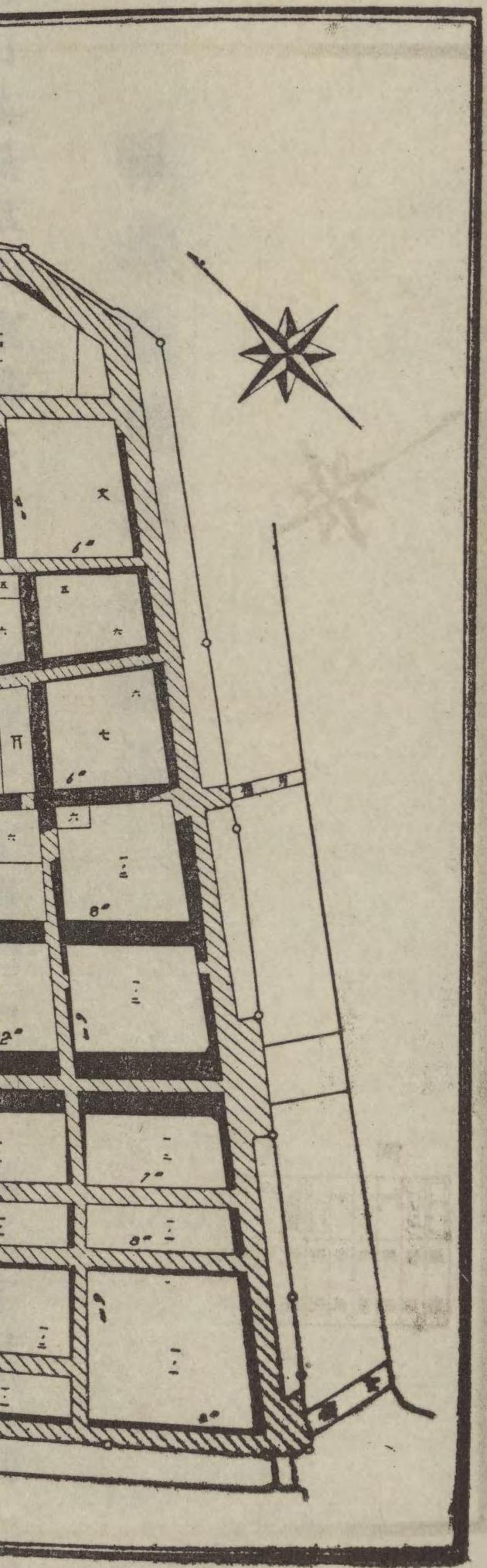

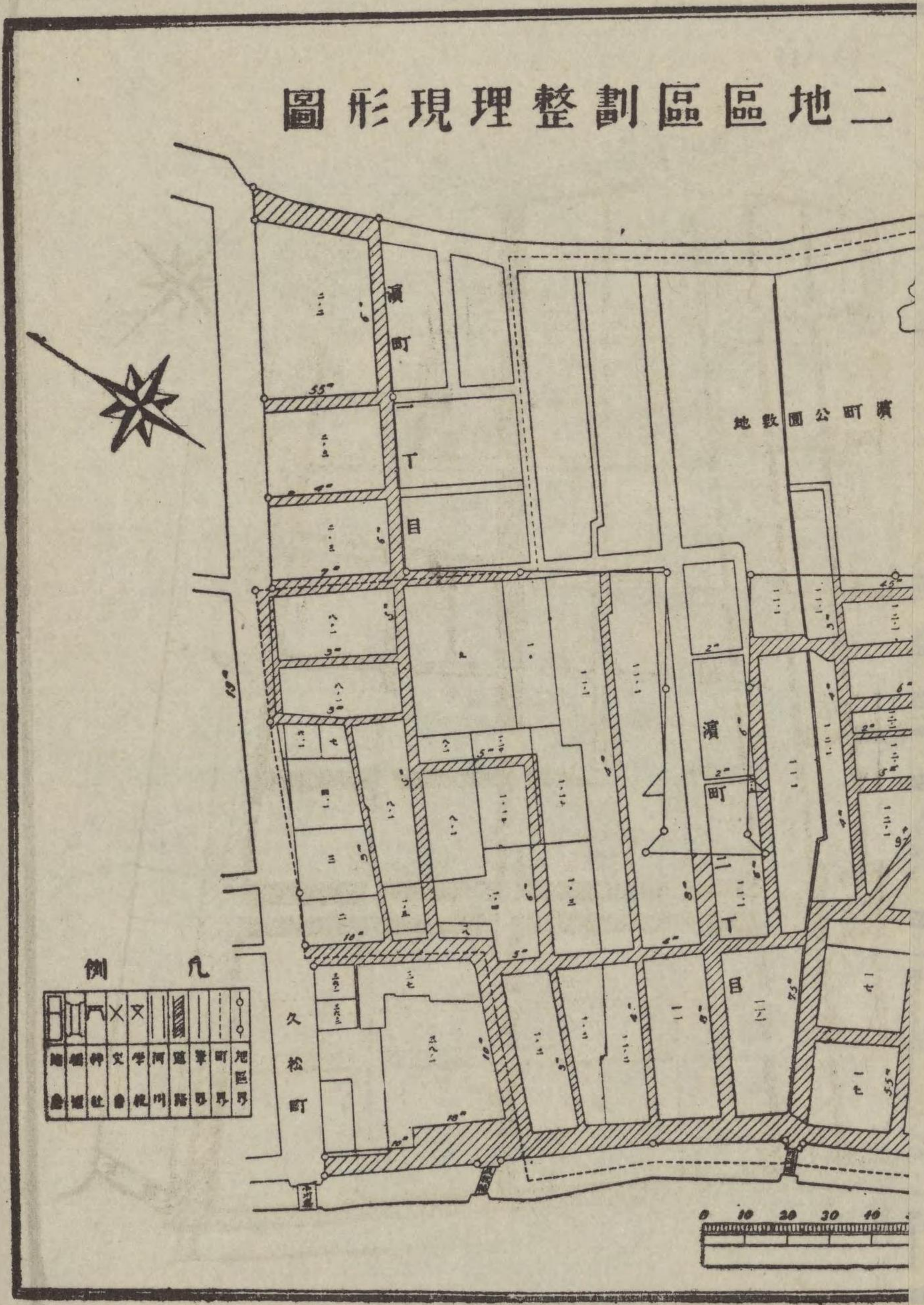
二地區區劃整理現形圖
濱町一丁目
濱町公園敷地
濱町二丁目
久松町
凡例
地區界
町界
筆界
道路
河川
學校
神社

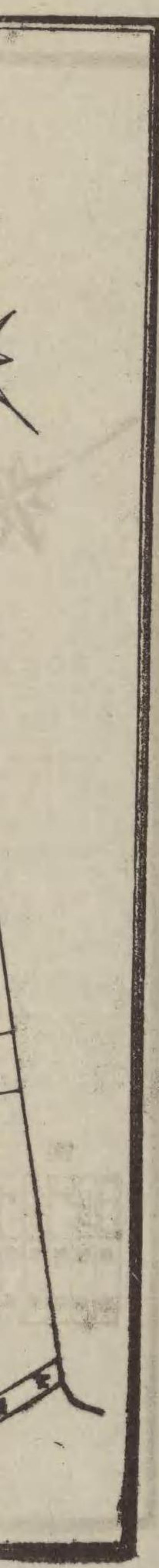

第十二地區區劃整理現形圖

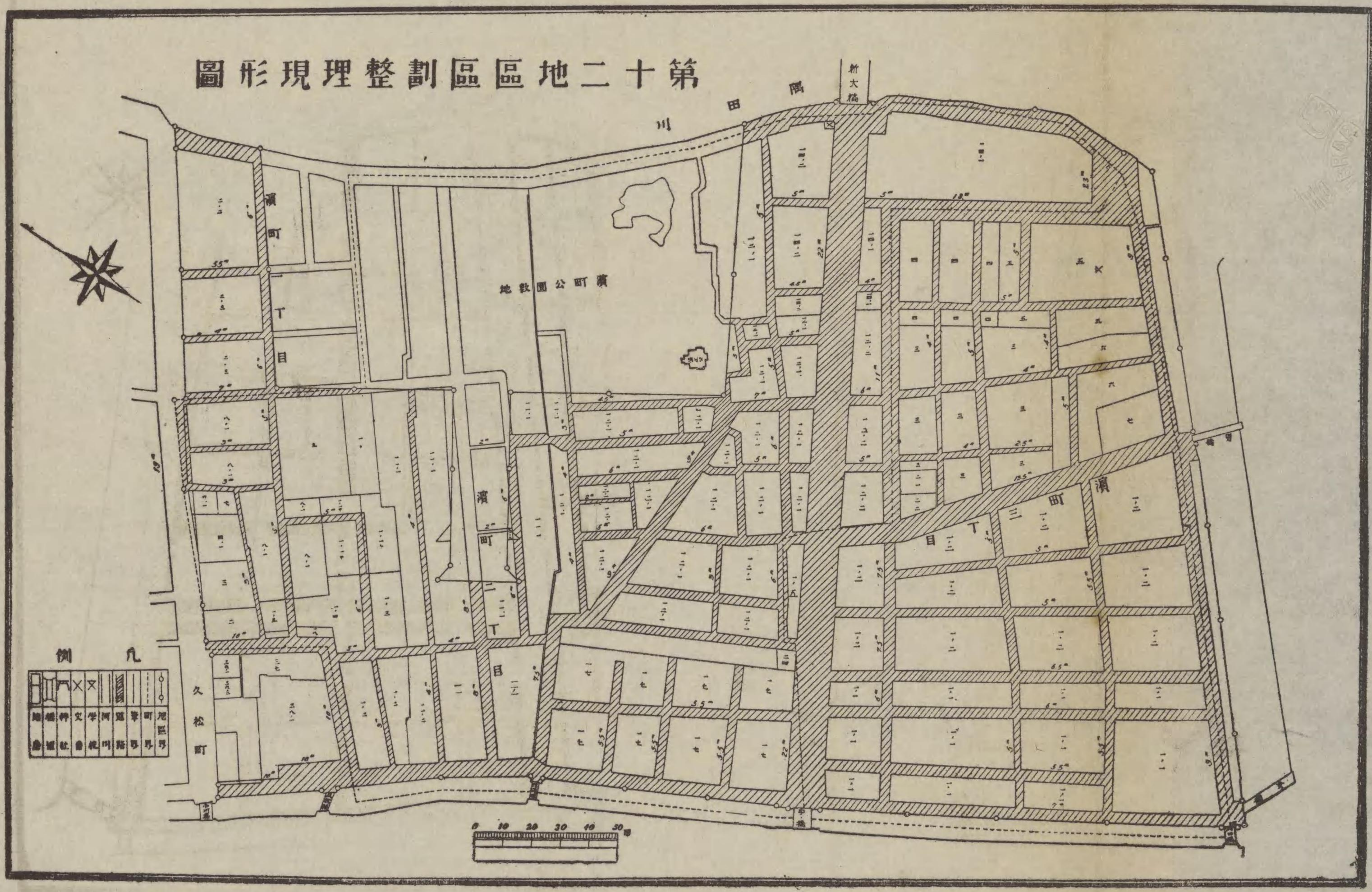

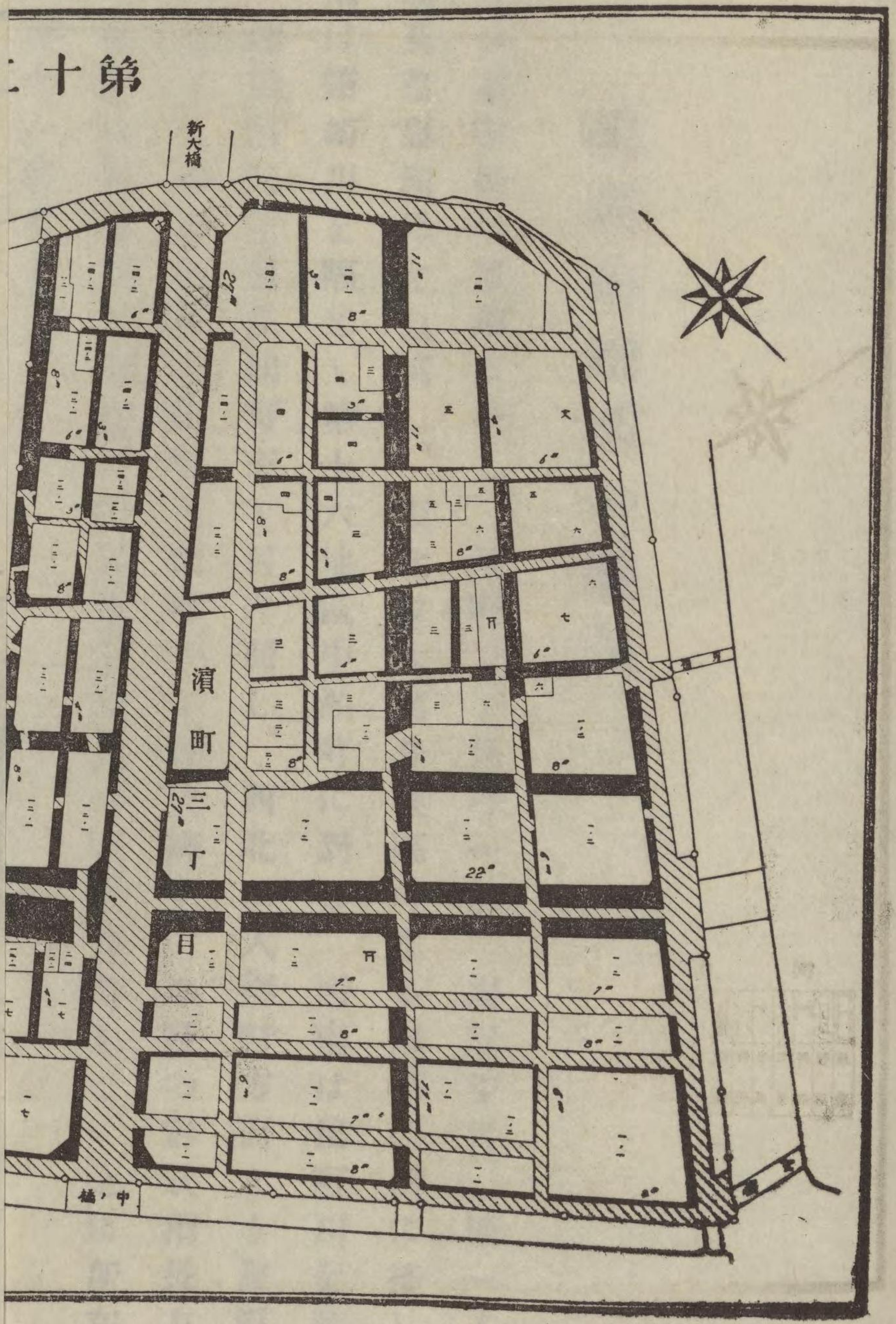
第十二
新大橋
濱町三丁目
中ノ橋

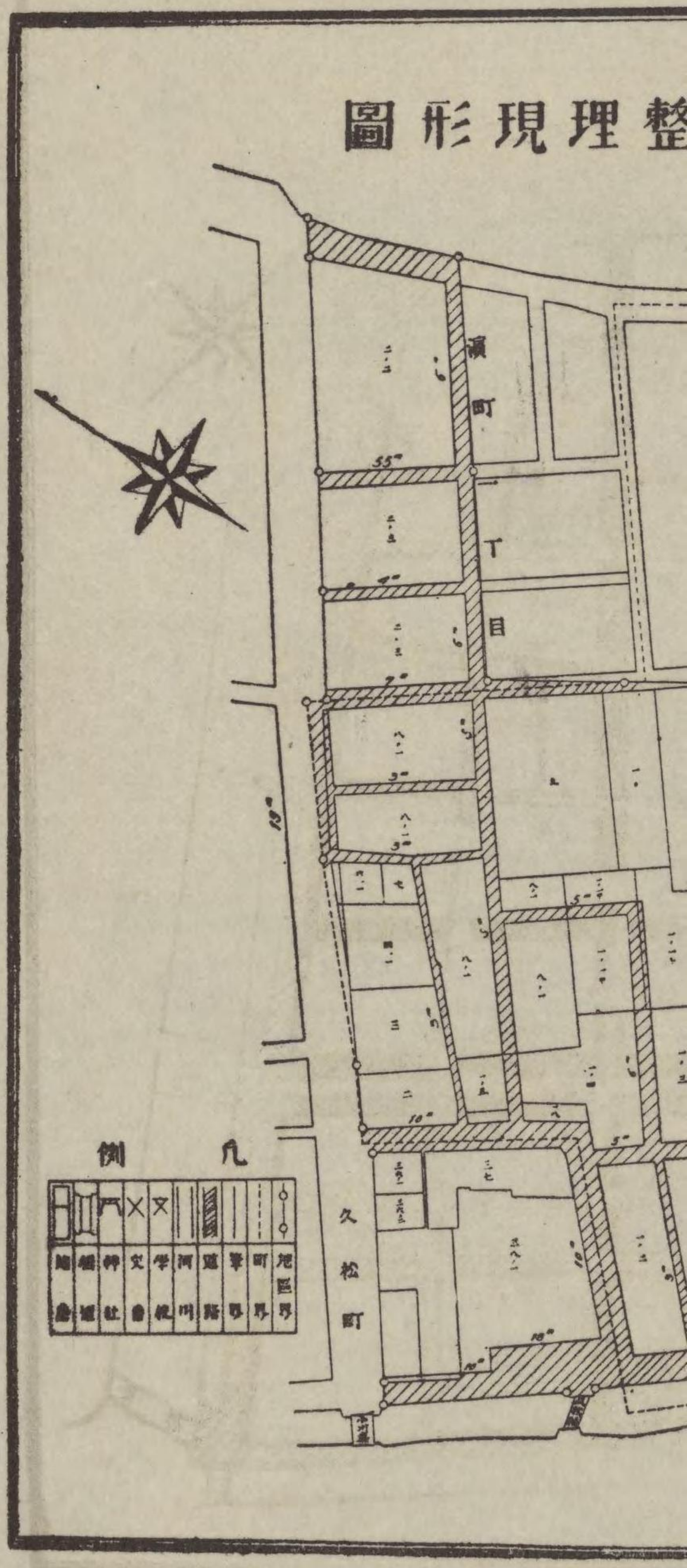
整理現形圖
濱町一丁目
久松町
凡例

第十二地區換地位置決定圖

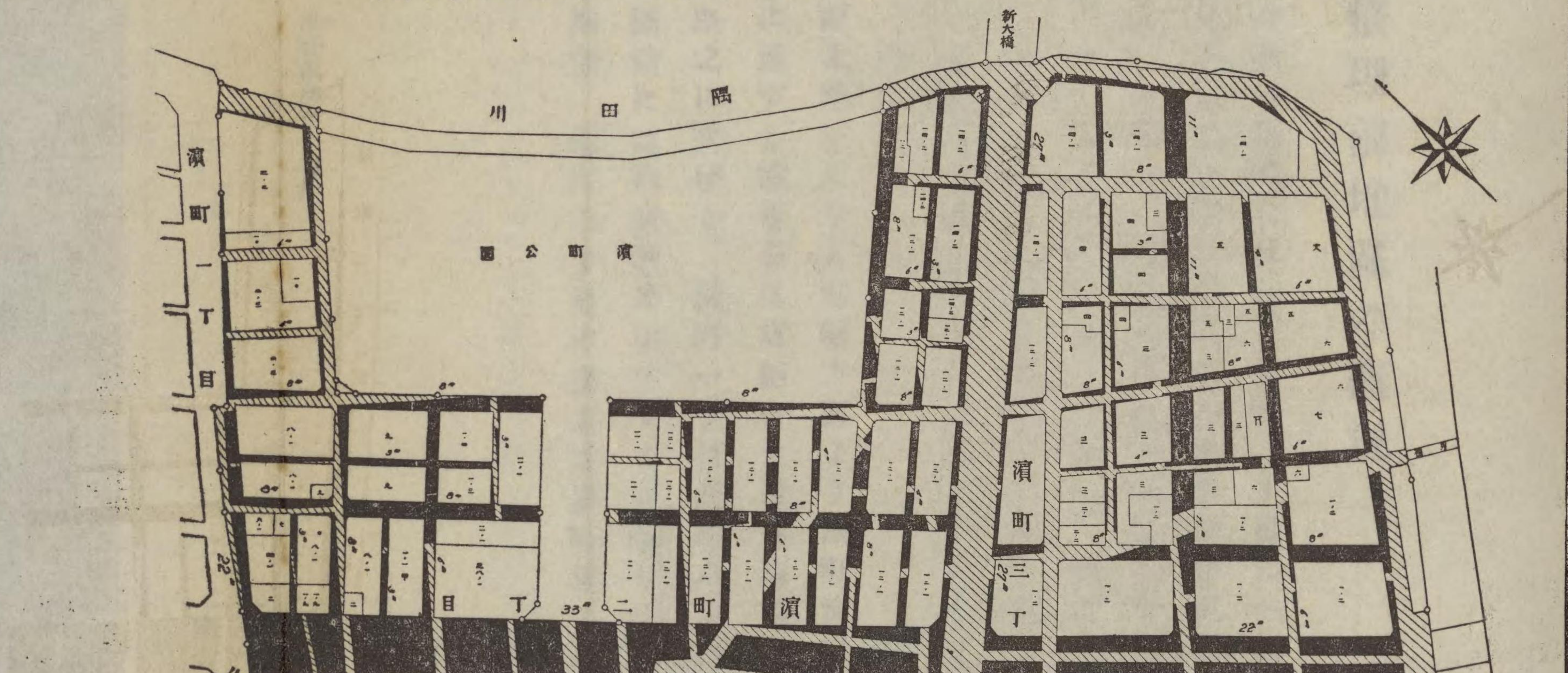

圖

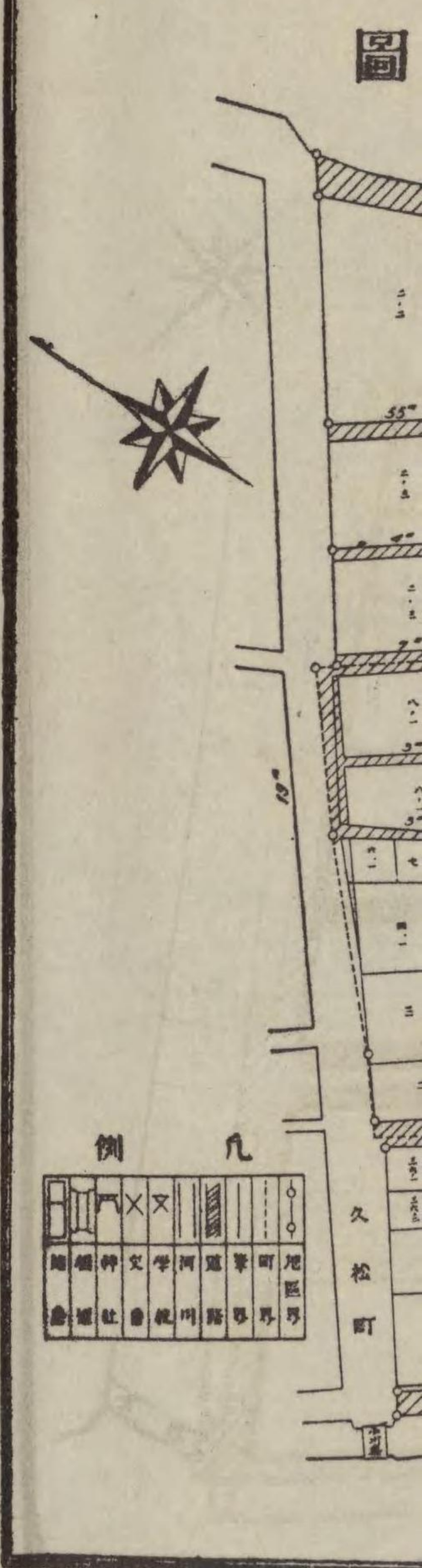

整理前地區の概況

本地區は日本橋區の東端に位し、濱町二丁目の一部、同三丁目、同二丁目の一部、

整理前地區の概況

本地區は日本橋區の東端に位し、濱町二丁目の一部、同三丁目、同一丁目の一部、久松町の一部及菖蒲河岸を包括し、東北は大部分地區外なる濱町公園に接し一部隅田川に臨み、東南は箱崎川を隔てゝ第十六地區中洲町に對し、西南は濱町川を狹むで第十三地區浪花町、蠣殼町二丁目及同町三丁目に面し、西北は人形町方面より濱町河岸に通ずる電車通を界として第十地區久松町及濱町一丁目に接す、地區の形狀稍長方形に近く地勢平坦なり、地區の總面積は六萬六千二百三十坪六合七勺にして、之に所在する建物の總棟數は千六百十一棟なり。

而して地區の西北界をなす人形町方面より濱町河岸に至る電車通及地區の中央部を中ノ橋より新大橋に通ずる電車通は店舖軒を竝べ商業殷盛にして、蠣濱橋より東走して新大橋通に至る街路之に次げり、濱町一丁目及同二丁目一帶は花柳街にして其の他には住宅多し、又新大橋詰には汽船發著所ありて交通の便多し、主なる建物を擧ぐれば濱町一丁目に日本橋倶樂部、濱町三丁目に東京市濱町尋常小學校、久松町に明治座等あり。

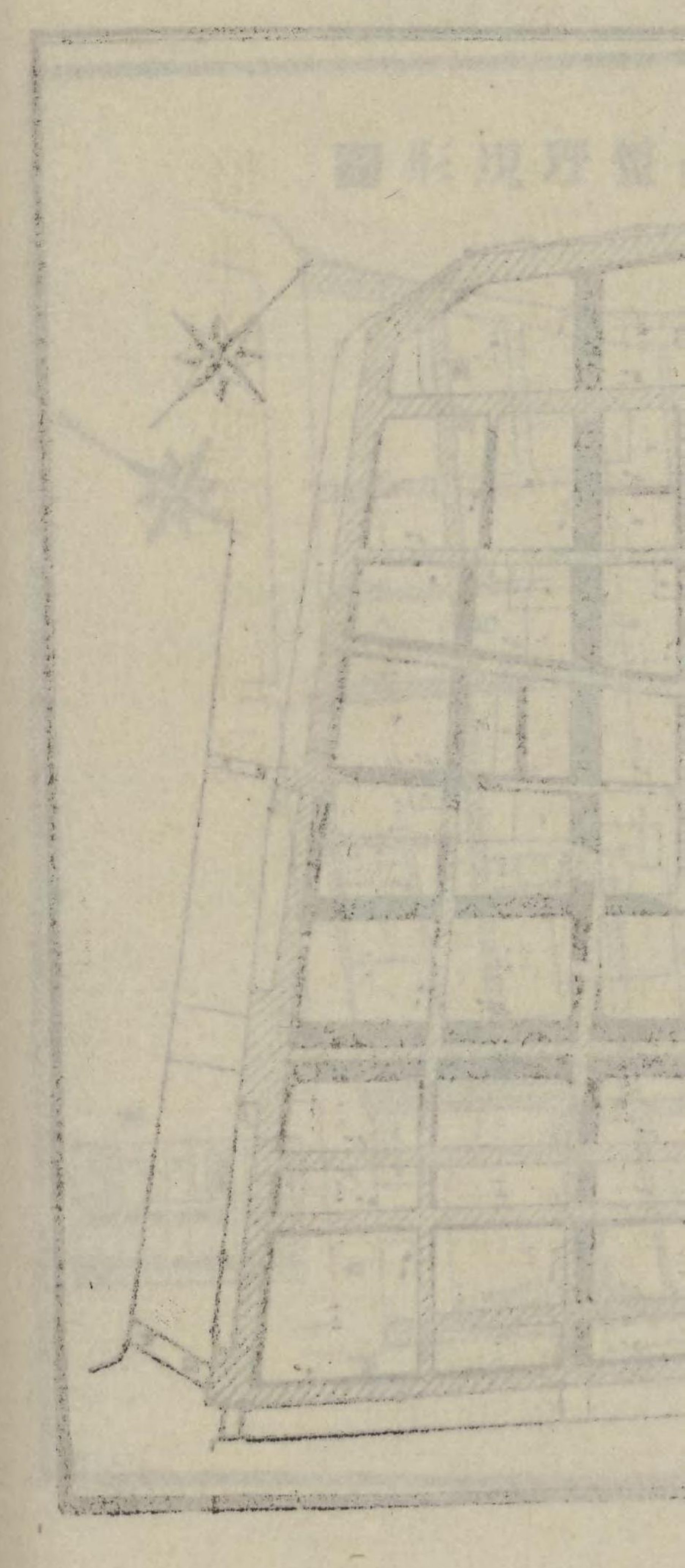

甲整地

第一章　土地區劃整理委員會

第一節　委員

第一　土地區劃整理委員及同補闕委員の選擧

第十二地區土地區劃整理委員竝同補闕委員の定數は各十六人にして、其の選擧を大正十三年八月十三日、日本橋區役所に於て執行したるに、何れも左記の通當選せり。

一　土地區劃整理委員

土地所有者の部

中島爲喜　佐藤長祐　淺井保財株式會社　山本嘉七
齋藤武五郎　三野村合名會社　梶川伊兵衛　峯島茂兵衛

借地權者の部

伊藤藤吉　櫻井鹿造　鈴木大次郎　津田總吉
野村兼吉　野波彌助　小澤吉智　寺本圭助

二　同上補闕委員

土地所有者の部

木下正中　牧田清之助　吉井俊二　鈴木新兵衛
吉岡七郎　荒井駒太郎　小栗兆兵衛　堀越角次郎

借地權者の部

田中松三郎　安田利兵衛　杉山魯九郎　服井一郎

借地權者の部

伊藤藤吉　櫻井鹿造　鈴木大次郎　津田終吉

野村兼吉　野波彌助　小澤吉智　寺本圭助

二　同上補闕委員

土地所有者の部

木下正中　牧田清之助　吉井俊二　鈴木新兵衛

吉岡七郎　荒井駒太郎　小栗兆兵衛　堀越角次郎

借地權者の部

田中松三郎　安田利兵衛　杉山魯九郎　服井一郎

齋藤豐次郎　橋本繁枝　田野井多吉　增田新三郎

第二　議長竝副議長の選擧

大正十三年九月三日麹町區有樂町一丁目鐵道協會に招集したる第一回土地區劃整理委員會に於て、假議長小澤吉智、議長及副議長選擧の方法を諮りたるに、假議長の指名に決したるを以て左の通指名したり。

議長　佐藤長祐　　副議長　野村兼吉

第三　土地區劃整理委員の異動

土地區劃整理委員は換地處分の結了に至るまで左の如く異動したり。

一　土地所有者選出委員峯島茂兵衛大正十三年十一月三日辭任したるに因り、大正十四年二月二十日同補闕委員木下正中補充せらる。

二　借地權者選出委員伊藤藤吉大正十四年一月九日辭任したるに因り、同月廿六日同補闕委員田中松三郎補充せらる。

第二節　諮問及答申

一　諮問第一號　整理前路線價指數竝各筆平均坪當指數決定の件

大正十三年九月十三日諮問

委員會四回　協議會八回開催

同年十一月三日修正決議の上答申

二　諮問第二號　換地位置竝區劃整理街路に關する件

大正十三年九月十三日諮問
委員會三回　協議會五回開催
同年十月十九日原案可決の上答申

議事要綱

本地區委員會は當初より土地區劃整理施行に付速行の意見を有し、世論其の實行を不可能視し又は反對を表明するもの多かりしときに當り、當局を援助し區劃整理の先驅をなして著々諮問案を審議するの一面、住民に對して整理施行の趣旨を徹底せしめ、全地區一致して事業の圓滿なる遂行を期せむが爲、地區内を五部に區分し、各部に協調會なるものを置き、左記會則に從ひ委員會地區民共に團結し鋭意事業の進捗に盡したるを以て、各諮問案を順調に議了し、他に其の範を示す事を得たり。

第　部協調會々則

第一條　本會ハ濱町二丁目北部協調會ト稱ス
第二條　本會事務所ヲ　ニ置ク
第三條　本會ハ第十二地區濱町二丁目北部居住ノ世帶主、地主、借地人ノ互選ニヨリ選擧シタル二十名ノ協調員ヲ以テ組織ス
第四條　第三條ノ世帶主、地主、借地人ノ確定ハ選擧期日ノ現在ニ據ル
第五條　本會ハ區劃整理實施ニ伴フ諸般ノ事實問題ニ付第三條ノ區域内居住者、地主又ハ借地人ノ權利ノ擁護及利益ノ調和ヲ計リ以テ區劃整理ノ圓滿ナル遂行ヲ援クルヲ以テ目的トス
第六條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ必要ナル諸般ノ行動ヲ爲スモノトス

第七條　委員ニ當選シタル者ハ疾病其ノ他正當ナル理由アルニアラサレハ辭退スルコトヲ得ス
第八條　委員ハ凡テ名譽職トシ任期ハ區劃整理完成迄トス

第二條　本會事務所ヲ　　　　ニ置ク
第三條　本會ハ第十二地區濱町二丁目北部居住ノ世帶主、地主、借地人ノ互選ニヨリ選擧シタル二十名ノ協調員ヲ以テ組織ス
第四條　第三條ノ世帶主、地主、借地人ノ確定ハ選擧期日ノ現在ニ據ル
第五條　本會ハ區劃整理實施ニ伴フ諸般ノ事實問題ニ付第三條ノ區域內居住者、地主又ハ借地人ノ權利ノ擁護及利益ノ調和ヲ計リ以テ區劃整理ノ圓滿ナル遂行ヲ援クルヲ以テ目的トス
第六條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メ必要ナル諸般ノ行動ヲ爲スモノトス
第七條　委員ニ當選シタル者ハ疾病其ノ他正當ナル理由アルニアラサレハ辭退スルコトヲ得ス
第八條　委員ハ凡テ名譽職トシ任期ハ區劃整理完成迄トス
第九條　本會ノ委員會ハ委員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
議事ハ出席委員三分ノ二以上ノ贊成アルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス
第十條　委員會ノ細則ハ協調員ノ議決ニ依リ之ヲ定ム
第十一條　本會ニ顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得
第十二條　本會ノ行動ニ要スル費用ハ有志者ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツ

三　諮問第三號　整理前土地面積決定期日に關する件

土地區劃整理換地配當の標準たる從前の土地面積は、大正十三年十月十日現在の土地臺帳面積に依らむとす。

備考　土地面積訂正を復興局に出願せむとするものは、該願書に實測圖を添付し隣地主の同意を得、局より調査の際は隣地主の立會を要す、但し臺帳面積との差百分の一以下は之を訂正せず。

右大正十三年九月三日諮問
同日修正決議の上答申

議事要綱

本件は審議の結果、土地臺帳面積決定期日を十月十五日に、又面積誤謬訂正出願期日を十月五日に各修正決議せり。

四　諮問第四號　整理後路線價指數に關する件

大正十三年十一月三日諮問

委員會三回　協議會一回開催
同月十八日原案可決の上答申

議事要綱

本件は審議の結果左記條件を附し原案を可決せり。

記

清算に當り不公平なりと認めたる時は、本案を修正することを得。

五　諮問第五號　換地面積決定に關する件

大正十四年一月十九日諮問
委員會二回開催
同年三月十四日修正決議の上答申

議事要綱

本委員會は前述の如く區劃整理速行の爲、他地區に先んじて換地面積決定に至る迄の諸案を議了し、之が整理實行に入るに際し各種の疑問を解決し置くを必要なりとし、三月十四日數十項に亘る質問書を提出したるを以て、當局は逐一之に回答し其の諒解を得たり。

六　諮問第六號　整理後の各筆平均坪當指數決定の件

大正十四年一月十九日諮問
委員會三回　協議會一回開催
同年四月十六日修正決議の上答申

七　諮問第七號　換地位置及面積變更に關する件

昭和二年六月十五日諮問
委員會二回　特別委員會一回　協議會一回開催

之が整理實行に入るに際し各種の疑問を解決し置くを必要なりとし、三月十四日數十項に亙る質問書を提出したるを以て、當局は逐一之に回答し其の諒解を得たり。

六　諮問第六號　整理後の各筆平均坪當指數決定の件

大正十四年一月十九日諮問
委員會三回　協議會一回開催
同年四月十六日修正決議の上答申

七　諮問第七號　換地位置及面積變更に關する件

昭和二年六月十五日諮問
委員會二回　特別委員會一回　協議會一回開催
同年六月十八日原案可決の上答申

八　諮問第八號　換地處分に關する件

昭和二年六月十五日諮問
委員會二回　特別委員會一回　協議會一回開催
同年六月十八日修正決議の上答申

議事要綱

本件は審議の結果特殊の事情の爲計算上の價格により難きものに對しては、其の事情に應じ之を修正することゝして決議せり。

九　諮問第九號　補償金配當割合決定の件

特別都市計畫法第八條第一項の補償金配當割合を左の通定めむとす。

日本橋區久松町三十六番ノ一の所有權及同區濱町二丁目十一番ノ一符號一〇八、一一一、一一八の賃借權に對する配當割合は整理前指數相當額とす。

前項以外の土地に對する配當割合は、補償總指數より前項の配當額を控除したるものを、特別都市計畫法第二十八條第一項に依る各權利の整理前指數に按分したる率に依るものとす。

右昭和二年六月十五日諮問
委員會二回　特別委員會一回　協議會一回開催
同年六月十八日原案可決の上答申

一〇　諮問第十號換地處分に關する諮問に對し整理委員會の答申ありたる後土地又は土地に關する權利の讓渡等ありたる場合の處理方の件

諮問第八號換地處分に關する諮問に對し整理委員會の答申ありたる後、土地又は土地に關する權利の讓渡等ありたる場合に於て未だ換地處分告示前なるときは、左記に依り換地說明書を變更せむとす。

記

一　新に借地權設定の登記若は屆出ありたるとき、又は所有權者は借地權の分割讓渡又は借地に付轉貸の登記若は屆出ありたるときは、當該權利の範圍を指定すると共に整理前後の權利指數竝清算金額を算出し、以て換地說明書中當該部分を變更す。

一　處分の制限に關する登記あるときは、當該權利の換地に付適當に制限を受くべき部分を指定し、換地說明書に之を記載す。

右昭和二年六月十五日諮問

委員會二回　特別委員會一回　協議會一回開催

同年六月十八日原案可決の上答申

第二章　整理前土地の狀況

本地區の總面積は六萬六千二百三十坪六合七勺にして、內宅地面積四萬七千二十三坪四合、公共用地面積一萬九千二百七坪二合七勺なり、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は、宅地七割

一分、公共用地二割九分なり、宅地內借地面積は四萬千五百九十七坪一合六勺にして、之が宅地面積に對する割合は八割八分四厘なり。

第二章　整理前土地の狀況

本地區の總面積は六萬六千二百三十坪六合七勺にして、內宅地面積四萬七千二十三坪四合、公共用地面積一萬九千二百七坪二合七勺なり、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は、宅地七割一分、公共用地二割九分なり、宅地內借地面積は四萬千五百九十七坪一合六勺にして、之が宅地面積に對する割合は八割八分四厘なり。

本地區に於ける街路及河川分布の狀況を述ぶれば左の如し。

一　主要街路

濱町川に架設せる中ノ橋より地區の稍中央を東西に貫通し、濱町三丁目及同二丁目を經て新大橋に至る街路及西北部の地區界を小川橋より久松町及濱町一丁目を經て隅田川岸に至る街路は、何れも幅員約十三間にして、電車軌道を敷設し地區內主要の街路なり。

二　其の他の街路

地區の西端小川橋東詰より濱町川に沿ひ女橋に至る街路は幅員五間、蠣濱橋より東方に斜走して新大橋に至る街路は幅員四間乃至五間、新大橋通の中央部より分岐し東南へ男橋に至る街路は幅員六間、其の他の街路中中ノ橋より新大橋に至る電車通の東南部は稍整然たるも、其の西北部は系統不規則にして且狹隘なり。

三　河川

箱崎川は地區の東南側に在りて幅員約二十三間、深度四尺九寸にして舟揖の便あり、其の河岸を以て地區界とす、濱町川は地區の西南側に在りて幅員約七間半、深度約二寸にして稍舟運の便あり、其の河岸を以て地區界とす。

第三章　計畫の大要

第一節　街路計畫

本地區に於ける特別都市計畫委員會議定の街路左の如し。

第一　幹線街路

第五號線は中ノ橋より濱町二丁目と三丁目との界に至り、左折して久松町に於て、幹線第三十三號と交叉する幅員三十三米の街路にして、中ノ橋より屈折點迄は在來電車通の西側に擴張し、其の他は新設なり、而して其の新設街路は東側中央に濱町公園入口(其の幅員三十三米)を有し、其の入口角地には換地せられたる明治座を擁し重要街路をなせり、且此の街路の路上工作物は之を地下に埋藏したるが爲本地區の面目を一新し地元民は金座通の名稱を附せり、第二十八號線は濱町三丁目に於て幹線第五號の屈折點に起り、新設の幹線第五號と直線に東南へ、菖蒲橋を經て新設清洲橋方面に至る幅員二十二米の街路にして、在來三間街路の西側に擴張し、第二十九號線は濱町三丁目第五號線屈折點に起り東北へ新大橋に通ずる幅員二十七米の街路にして、在來電車通の兩側に擴張し、第三十三號線は小川橋より第十地區との境を經て兩國橋方面に至る幅員二十二米の街路にして、在來電車通を本地區側に擴張せり。

第二　補助線街路

第二十八號線は濱町二丁目蠣濱橋より東北へ幹線第五號に終る幅員十五米の街路にして、在來街路の兩側に擴張し、第六十一號線は濱町三丁目濱洲橋より東北へ幹線第二十八號に終る幅員十一米の街路にして、在來街路の西側に擴張せり。

第三　區劃整理街路

區劃整理街路は幅員三米、四米、六米、七米、八米及十一米にして土地の狀況に應じ且幹線及補助線の連絡に考慮を拂ひ、幹線第二十九號以東の區域は在來街路を基幹とし改修利用すると共に新設を以て

に通ずる幅員二十七米の街路にして、在來電車通の兩側に擴張し、第三十三號線は小川橋より第十地區との境を經て兩國橋方面に至る幅員二十二米の街路にして、在來電車通を本地區側に擴張せり。

第二　補助線街路

第二十八號線は濱町二丁目蠣濱橋より東北へ幹線第五號に終る幅員十五米の街路にして、在來街路の兩側に擴張し、第六十一號線は濱町三丁目濱洲橋より東北へ幹線第二十八號に終る幅員十一米の街路にして、在來街路の西側に擴張せり。

第三　區劃整理街路

區劃整理街路は幅員三米、四米、六米、七米、八米及十一米にして土地の狀況に應じ且幹線及補助線の連絡に考慮を拂ひ、幹線第二十九號以東の區域は在來街路を基幹とし改修利用すると共に新設を以て補足し、同以西の區域は幹線第五號の新設に伴ひて殆ど新設せり。

以上述べたる幹線、補助線及區劃整理街路の幅員、延長及面積を表示すれば左の如し。

整理後街路幅員延長面積調

區分	番號	幅員	延長	面積	摘要
幹線	五	三三・〇米	五〇六・八五米	五、四〇一・八二	
	二八	三一・〇	二三五・七三	一、六九六・〇五	
	二九	二七・〇	三〇五・〇九	二、六三〇・一三	
	三三	三一・〇	四二三・六四	五〇〇・七九	地區界
	計		一、四七一・三一	一〇、二二八・七八	
補助線	二八	一五	八七・二七	四四〇・九〇	
	六一	一一	一二六・八七	四一八・二二	
	計		二一四・一四	八五九・一二	
		二一・〇	九三〇・五六	三、六七三・〇七	
		八・〇	三、一二六・八四	七、五六四・六三	
		七・〇	四四五・八五	九四四・〇九	

區劃整理線	六・五	三一・一八	六三・二六
	六・〇	一、二七三・〇二	二、三一〇・五四
	四・〇	八四七・二九	一、〇二五・二三
	三・〇	六七四・八四	六一三・四一
計		七、三三〇・五八	一六、一九四・三三
合計		八、九九六・〇三	二七、二八二・一一

第二節　換地設計

本地區委員會は既述の如く區劃整理事業の促進を計り、當局を援助して其の遂行に努めたるが爲、換地設計に關する諸問案は何れも速に之が決定を見たり、即ち換地位置決定に關する件は、大正十三年九月十三日土地區劃整理委員會に附議し、同年十月十九日原案の通可決せしも、其の後昭和二年六月十五日權利の異動に伴ふ換地位置一部變更案を提出し、同年六月十八日議了せり、換地面積決定に關する件は大正十四年一月十九日同委員會に附議し、同年三月十四日修正の上決議せしも、其の後昭和二年六月十五日前記位置變更と共に換地面積一部變更案を提出し、同年六月十八日議了せり。

換地設計に因る宅地面積三萬八千九百四十八坪五合六勺、公共用地面積二萬七千二百八十二坪一合一勺にして、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地五割八分八厘、公共用地四割一分二厘なり、宅地の內借地面積は三萬五千八百二坪九合七勺にして、其の宅地面積に對する割合は九割一分九厘なり、而して宅地が公共用地となりたる面積一萬二千九百八十七坪七勺、公共用地が宅地となりたる面積四千九百十二坪二合三勺、其の差引潰地面積八千七十四坪八合四勺、減歩率一割七分一厘なり。

整理前後に於ける土地の状況を表示すれば左の如し。

日權利の異動に伴ふ換地位置一部變更案を提出し、同年六月十八日議了せり、換地面積決定に關する件は大正十四年一月十九日同委員會に附議し、同年三月十四日修正の上決議せしも、其の後昭和二年六月十五日前記位置變更と共に換地面積一部變更案を提出し、同年六月十八日議了せり。

換地設計に因る宅地面積三萬八千九百四十八坪五合六勺、公共用地面積二萬七千二百八十二坪一合一勺にして、宅地面積及公共用地面積が地區總面積に對する割合は宅地五割八分八厘、公共用地四割一分二厘なり、宅地の內借地面積は三萬五千八百二坪九合七勺にして、其の宅地面積に對する割合は九割一分九厘なり、而して宅地が公共用地となりたる面積一萬二千九百八十七坪七勺、公共用地が宅地となりたる面積四千九百十二坪二合三勺、其の差引潰地面積八千七十四坪八合四勺、減歩率一割七分一厘なり。

整理前後に於ける土地の狀況を表示すれば左の如し。

整理前後土地面積調

區分	總面積	宅地面積	內借地面積	宅地の總面積に對する割合	借地の宅地面積に對する割合	公共用地面積	公共用地面積の總面積に對する割合	潰地面積	潰地面積の整理前宅地面積に對する割合	潰地面積より整理前宅地面積の一割を控除したる補償面積
整理前	六六、二三〇・六七坪	四七、〇三三・四〇坪	四一、五九七・一六	〇・七一〇	〇・八八五	一九、二〇七・二七坪	〇・二九〇	八、〇七四・八四坪	〇・一七一七九六一	三、三七二・五〇坪
整理後		三八、九四八・五六	三五、八〇二・九七	〇・五八八	〇・九一九	二七、二八二・一一	〇・四一二			

宅地面積內譯

區分	民有地	國有地	公有地	計
整理前	四六、〇三四・九九坪	八〇・二一坪	九〇八・二〇坪	四七、〇三三・四〇坪
整理後	三七、九七九・二五	—	九六九・三一	三八、九四八・五六

整理前公共用地面積內譯

街路 國有	街路 公有	街路 民有	街路 小計	河川運河	公園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
坪 八、〇九二・七二	坪 二、六〇四・三二	坪 八、二九八・三六	坪 一八、九九五・四〇	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 二一一・八七	坪 一九、二〇七・二七

整理後公共用地面積內譯

街路 幹線	街路 補助線	街路 區劃整理線	街路 小計	河川運河 在來	河川運河 新設	公園 在來	公園 新設	共同物揚場 在來	共同物揚場 新設	堤塘	溝渠	合計
坪 一〇、三二八・七八	坪 八五九・二一	坪 一六、一九四・一三	坪 二七、三八二・一二	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 二七、三八二・一二

宅地が公共用地となりたる面積

街路 幹線	街路 補助線	街路 區劃整理線	街路 小計	河川運河	公園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
坪 五、二九三・四八	坪 三四二・三四	坪 七、三五一・二五	坪 一二、九八七・〇七	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 一二、九八七・〇七

宅地が公共用地となりたる面積

街路				河川運河	公園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
幹線	補助線	區劃整理線	小計						
坪 五、二九三・四八	坪 三四一・三四	坪 七、三五二・二五	坪 一二、九八七・〇七	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 一二、九八七・〇七

公共用地が宅地となりたる面積

街路				河川運河	公園	共同物揚場	堤塘	溝渠	合計
國有	公有	民有	小計						
坪 一、八〇八・六六	坪 —	坪 二、五九一・七〇	坪 四、四〇〇・三六	坪 —	坪 —	坪 —	坪 —	坪 三一・八七	坪 四、四三二・二三

備考　各公共用地の整理前面積に「宅地が公共用地となりたる面積」を加へ、「公共用地が宅地となりたる面積」を減ずるも整理後面積に合致せざるは、公共用地間の用途變更を爲したるものあるに依る。

前記の如く本地區に於ける平均減歩率は一割七分一厘に達したるも、土地區劃整理委員會は事業の促進を熱望し各町協調會と聯絡を計り、如上減歩率の負擔を受くるも他に率先して遂行するの氣勢を示したるを以て、當局に於て潰地充當の爲日本橋區久松町三六番ノ一面積僅に八十坪一合三勺(外賃借權四坪八合六勺)を買收したるに過ぎず、而して換地交付上各ブロック間に移出入を行ひ換地の設計を了せり。

第四章　土地の評價

第一節　整理前土地の評價

整理前路線價指數竝土地各筆平均坪當指數に關する件は、大正十三年九月十三日土地區劃整理委員會に附議し、同年十一月三日修正決議せり。

本地區整理前の土地評價には路線價の外箱崎川に河川價を附し、其の奥行價格百分率中全路線に甲率を、河川價には丙率を適用したり。

路線價及河川價指數は土地の狀況に依り四百五十個乃至千個と評定せり、即ち久松町四十番ノ一地先より三十六番ノ二地先の電車通を最高千個、箱崎川の河川價を最低四百五十個と定めたり、路線價及河川價指數に基き算出せる土地各筆平均坪當指數の最高は千九十五個久松町四十番ノ一にして、最低は四百六十七個濱町三丁目三番ノ一なり。

宅地全筆の總指數は、二千七百九十四萬二千八百八十九個にして、之を宅地總面積の四萬七千二十三坪四合にて除したる平均坪當指數は五百九十四個なり。

借地權利價割合は市有河岸地に付ては委員會の意見により特に三割、其の他は三割乃至三割五分と定めたり、而して借地權價格の計算に當りては特に定めたる借地權利價割合百分率表を適用算出せり。

前項借地權の價格計算に關し土地區劃整理委員會に於て、借地權者が自己の費用を以て土盛を爲したる場所に付ては、土盛費用を借地權價格に加算すべしとの議出で、換地處分案審議に當り修正するに決したるを以て、復興局に於て種々講究の結果、之が申告書を提出せしめ、土地區劃整理委員會に於て審議承認したるものに付て之を加算するに決したり。

第二節　整理後土地の評價

整理後路線價指數に關する件は、大正十三年十一月二日土地區劃整理委員會に附議し、同年十一月十八日原案の通可決せり、整理後各筆平均坪當指數に關する件は、大正十四年一月十九日委員會に附議し、同年四月十六日修正の上決議せり。

本地區整理後の土地評價には整理前と同じく路線價及河川價を附し、其の奥行價格百分率中路線には甲率を河川には丙率を適用したり。

路線價及河川價指數は土地の整理狀況に依り五百五十個乃至千五十個と評定せり、即ち幹線第三十三

議承認したるものに付て之を加算するに決したり。

第二節　整理後土地の評價

整理後路線價指數に關する件は、大正十三年十一月二日土地區劃整理委員會に附議し、同年十一月十八日原案の通可決せり、整理後各筆平均坪當指數に關する件は、大正十四年一月十九日委員會に附議し、同年四月十六日修正の上決議せり。

本地區整理後の土地評價には整理前と同じく路線價及河川價を附し、其の奥行價格百分率中路線には甲率を河川には丙率を適用したり。

路線價及河川價指數は土地の整理狀況に依り五百五十個乃至千五十個と評定せり、即ち幹線第三十三號中久松町三十九番ノ二地先より濱町二丁目一番地先に至る整理前千個と評定したる間を最高千五十個、箱崎川の河川價を最低五百五十個と定めたり、路線價及河川價指數に基き算出せる土地各筆平均坪當指數の最高は千五百二十二個濱町二丁目九番にして、最低は五百六十三個濱町二丁目八十三番なり。

換地全筆の總指數は二千七百六十五萬四千三百三十個にして、之を換地總面積の三萬八千九百四十八坪五合六勺にて除したる平均坪當指數は七百十個なり。

借地權利價割合は整理前と同じく市有河岸地を三割、其の他を三割乃至三割五分と定めたり。

以上記述せる整理前後に於ける最高最低の路線價指數竝各筆坪當指數及宅地總平均坪當指數を表示すれば左の如し。

整理前後路線價各筆坪當宅地總平均坪當指數調

區分		整理前		整理後	
		指數	價格	指數	價格
路線價	最高	一、〇〇〇個	五五〇・〇〇円	一、〇五〇個	五七七・五〇円
	最低	五五〇	三〇二・五〇	五七五	三一六・二五
各筆坪當	最高	一、〇九五	六〇二・二五	一、五二二	八三七・一〇
	最低	四六七	二五六・八五	五六三	三〇九・六五
宅地總平均坪當		五九四	三二六・七〇	七一〇	三九〇・五〇

備考　指數單價は五十五錢なり。

又整理前後に於ける所有權、借地權の評定權利指數を掲ぐれば左の如し。

整理前後所有權借地權評定權利指數調

區分	整理前 指數	整理前 價格	整理後 指數	整理後 價格
所有權	二〇、八八八、六四五個 外 九四、四八七	一一、四八八、七五四・七五円 五二、五七八・三五	二〇、七四三、九〇二個	一一、四〇九、一四六・一〇円
借地權	六、九五八、六四七 外 一、一一〇	三、八二七、二五五・八五	六、九一〇、四二八	三、八〇〇、七三五・四〇
合計	二七、八四七、二九二 外 九五、五九七	一五、三一六、〇一〇・六〇 五三、五七八・三五	二七、六五四、三三〇	一五、二〇九、八八一・五〇

備考

一　整理前外書は潰地充當用買收地の指數及價格なり。

二　整理前の總指數潰地充當用買收地の指數を包含するものは二七九四二八八九個なり。

尚整理前後に於ける土地權利價割合を表示すれば左の如し。

整理前後土地權利價割合調

區域	土地權利價割合

一　整理前外書は潰地充當用買收地の指數及價格なり。
二　整理前の總指數潰地充當用買收地の指數を包含するもの)は二七九四二八八九個なり。

尙整理前後に於ける土地權利價割合を表示すれば左の如し。

整理前後土地權利價割合調

區域	土地權利價割合		
	所有權	借地權	計
一　小川橋より隅田川端に至る迄(幹線第三十三號) 一　中ノ橋より新大橋に至る電車通(幹線第二十九號)	六五	三五	一〇〇
一　其の他	七〇	三〇	一〇〇

備考　區域欄の括弧內は整理後の街路別を示す。

第五章　換地處分

第一節　換地處分案の決定

換地處分に關する件及補償金配當割合決定に關する件は、昭和二年六月十五日同時に土地區劃整理委員會に附議し、同年六月十八日換地處分に關する件を修正の上決議し、補償金配當割合決定に關する件を原案の通可決したるを以て、同年六月二十一日內務省告示第三百五十八號を以て、換地處分を爲したる旨竝土地補償金受領權利者は六月二十一日より同月二十五日迄の間に復興局東京第二出張所に申告を爲すべき旨を告示したり、而して本地區に於て換地處分を爲したる土地は所有地整理前七十一筆、整理

後百六十五筆、借地整理前千二百三十六件、整理後千二百十件なり、土地權利者數は所有權者整理前三十二人、整理後三十一人、借地權者整理前九百五十八人、整理後九百五十四人なり。

土地各筆清算に際しては整理前要清算土地評定權利指數二千七百八十四萬七千二百九十二個を以て、換地の評定權利指數二千七百六十五萬四千三百三十個を除したる比率〇・九九三〇七〇七を、整理前の各筆權利指數に乘じて整理前の比例權利指數を算出せり。

換地處分の結果左の如し。

一　清算を爲したるもの

換地說明書別	從前の土地 面積 所有地	從前の土地 面積 借地	從前の土地 比例權利指數	從前の土地 權利價格	換地 面積 所有地	換地 面積 借地	換地 評定權利指數	換地 權利價格	計算上の清算 徵收	計算上の清算 交付 徵收金と相殺し得るもの	計算上の清算 交付 供託を要するもの	清算 徵收	清算 交付
甲	坪 五四、九六九・〇三	坪 四八一・一六	個 二〇、七九二、八一七	円 一一、四三六、〇四九・三五	坪 三八、五四八・五六	坪 四九七・五八	個 二〇、八四二、四二八	円 一一、四六三、三三五・四〇	円 三一五、二四六・二五	円 二七〇、二八二・六五	円 一七、六七七・五五	円 二四〇、一九七・六五	円 二一三、九一一・六〇
乙	—	四二、一一一・二〇	六、八六一、五一三	三、七七三、八三二・一五	—	三五、三〇五・三九	六、八二一、九〇二	三、七四六、五四六・一〇	一九九、三七九・九五	二二六、六六六・〇〇	—	一七七、七八〇・九〇	二〇五、〇六六・九五
計	五四、九六九・〇三	四一、五九二・三六	二七、六五四、三三〇	一五、二〇九、八八一・五〇	三八、五四八・五六	三五、八〇二・九七	二七、六五四、三三〇	一五、二〇九、八八一・五〇	五一四、六二六・二〇	四九六、九四八・六五	一七、六七七・五五	四一七、九七八・五五	四一七、九七八・五五

備考

一　換地說明書別欄、甲は所有權と所有權者にして、借地權を有するものの借地權との清算を、乙は借地權のみの清算を掲ぐ。

備考

一　換地説明書別欄、甲は所有權と所有權者にして、借地權を有するものの借地權との清算を、乙は借地權のみの清算を掲ぐ。

二　從前の所有地面積は臺帳面積にして、借地面積は申告面積なり。

三　甲借地面積は乙より移記したるものにして、乙借地面積は甲に移記したるものを除きたる面積なり。

二　特別處分を爲したるもの

一　換地を交付せず清算金を交付したるもの

權利者	區町丁目	地番	地目	權利別	面積	指數	價格	摘要
橋本ウメ	日本橋區濱町二丁目	一二ノ一193	宅地	賃借權	五・五八坪	一、三七八個	七五七・九〇円	面積小にして一筆換地として不適當なるに依る
西堀清七	同	一一ノ一113	同	同	三・七八	九六四	五三〇・二〇	同
西村和吉	同	一二ノ一195	同	同	四・三〇	八七六	四八一・八〇	同
小澤小一郎	同	一一ノ一112	同	同	七・七一	一、〇八一	五九四・五五	同
吉井ヤス	同	一一ノ一106	同	同	二・六六	六七九	三七三・四五	同
谷澤長次郎	同	一一ノ一120	同	同	八・二四	一、一〇四	一、一五七・二〇	同
寺本千代	同	一二ノ一194	同	同	六・四五	一、五九二	八七五・六〇	同

天谷佐之助	日本橋區濱町二丁目	一一ノ一112	宅地	賃借權	二・五七	六五六	三六〇・八〇	面積小にして一筆換地として不適當なるに依る
佐々木良之助	同	一一ノ一110	同	同	三・〇一	七六八	四三一・四〇	同
森ハナ	同	一二ノ一192	同	同	三・〇四	七五〇	四二一・五〇	同
合計					四七・二四	九、八四八	五、九六六・四〇	

二　換地を交付せず且清算金を交付せざりしもの

權利者	區町丁目	地番	地目	權利別	面積	摘要
東京府	日本橋區濱町二丁目	一ノ四	道路	所有權	坪 五〇六・八六	道路敷
東京市	同 久松町	三九ノ二外一筆	同	同	一五・五七	同
	同 濱町二丁目	四ノ二外七筆	同	同	一、八〇九・九三	同
	同 濱町三丁目	一ノ三外一筆	同	同	二七一・九六	同
	計				二、〇九七・四六	
	日本橋區久松町	三六ノ一	宅地	所有權	八〇・一三	潰地充當用買收地

内務省	同 濱町二丁目	二ノ一108	同	賃借權	〇・〇四	同
	同 同	二ノ一111	同	同	四・一七	同
	同 同	二ノ一118	同	同	〇・六五	同
	計			所有權 賃借權	八〇・一三 四・八六	
合計					二、六六九・三二	

三 所有權以外の權利又は處分制限の指定を爲したるもの

一 既登記の所有權以外の權利の指定を爲したるもの地上權假登記六件、抵當權十八件、賃借權一件、請求權保全假登記一件あり。

二 未登記の所有權以外の權利の指定を爲したるもの賃借權千二百十件あり。

備考 右の外係爭中の賃借權一件あり。

第二節 清算金

第一 土地補償金を以て徵收清算金に充當

本地區に於ける換地處分は、昭和二年六月二十一日內務大臣の認可あり、而して清算金徵收額は四十一萬七千九百七十八圓五十五錢にして人員五百十八人なり、又土地補償金は同月二十九日補償審査會に於て百三萬千百八十四圓五十五錢人員九百九十一人と決定せられたるに依り、左記の通補償金を以て徵

收清算金に充當處分を爲したり。

徵收清算金總額		補償金總額		補償金充當額		充當後徵收清算金		充當後交付補償金	
金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
四一七、九七八・五五円	五一八	一、〇三二、一八四・五五円	九九二	二五二、五九八・五〇円	五一六	一六五、三八〇・〇五円	三一一	七七八、五八六・〇五円	六一二

第二　換地處分に關する通知

換地處分に關する通知書は豫め換地說明書及補償金清算金臺帳に依り之を作成し置き、前項充當處分を爲したる後全部普通郵便を以て之を送達せり。

第三　清算金の徵收

本地區に於ける徵收清算金總額は四十一萬七千九百七十八圓五十五錢なりしが、內二十五萬二千五百九十八圓五十錢に對し土地補償金を以て充當したる結果、各納付義務者より直接徵收すべき清算金は差引十六萬五千三百八十圓五錢にして人員三百十一人なり。

右徵收人員三百十一人中分納申請資格者即ち百圓以上納付すべきもの二百十二人なるも、內官公署分二件を除き差引二百十人に對し、分納申請期限を昭和二年七月二十日とし換地處分に關する通知書と共に分納申請書用紙を送付し置きたる處、右期限內に申請書を提出したるもの百五十一人にして資格者總數に對し七割二分なり。

依て右申請書を審査の上、昭和二年八月五日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

今分納清算金に付其の內譯を示せば左表の如し。

回數區分	元金	利子	計	人員	納期限
一	二一、一三六・六五円	一円	二一、一三六・六五円	一五一	昭和二、八、二〇

二件を除き差引二百十人に對し、分納申請期限を昭和二年七月二十日とし換地處分に關する通知書と共に分納申請書用紙を送付し置きたる處、右期限内に申請書を提出したるもの百五十一人にして資格者總數に對し七割二分なり。

依て右申請書を審査の上、昭和二年八月五日分納許可の決定を爲し、同日各申請者に對し許可書を送付せり。

今分納清算金に付其の內譯を示せば左表の如し。

回數區分	元金	利子	計	人員	納期限
一	二、一三六・六五円	—円	二、一三六・六五円	一五一	昭和二、八、二〇
二	一八、三三九・三七	二、〇九〇・三三	二〇、四二九・七〇	一四九	同　三、二〇
三	七、四五五・九二	一、五九一・六二	九、〇四七・五四	一四六	同　八、二〇
四	六、三九六・二九	一、二八八・九五	七、六八五・二四	一三三	同　四、二〇
五	五、八一六・四六	一、〇二六・一六	六、八四四・六二	一〇九	同　八、二〇
六	四、三〇七・九〇	八〇四・九二	五、一一二・八二	八七	同　五、二〇
七	三、七六二・九一	六三二・六八	四、三九五・五九	六九	同　八、二〇
八	三、四三四・六五	四八二・二〇	三、九一六・八五	五七	同　六、二〇
九	三、〇九〇・五六	三四四・八六	三、四三五・四二	四九	同　八、二〇
一〇	二、八九九・二九	二二一・二〇	三、一二〇・四九	四一	同　七、二〇
一一	二、六三八・六五	一〇五・三四	二、七四三・九九	三六	同　八、二〇
計	六九、二六八・六五	八、五九〇・二六	七七、八五八・九一		

本地區の清算金は、昭和二年八月より之が徴收を開始せり。

第四　清算金の交付

本地區に於ける交付清算金は總額四十一萬七千九百七十八圓五十五錢にして、昭和二年七月十一日之が支拂を開始し、同三年七月三十一日迄に全部其の支拂を了したり。

第六章　土地補償金

第一　補償金の算定竝決定

本地區に於ける宅地減歩率は一割七分一厘七一九六なりしを以て、特別都市計畫法第八條に依り、補償金の交付を要する爲、同法第五條の規定に依る補償金の配當割合を定むるに當り、幹線街路敷充當用として國に於て買收したる土地に對しては該土地の指數相當額とし、其の他の土地に對して補償總指數より前記指數を控除したる指數を、各整理前の權利指數に按分するものとし、之を土地區劃整理委員會に諮問して決定せり。

次で前記配當割合に基き左表其の一に依り計算したる補償總指數を、整理前各權利に配當して原案を作成の上補償審査會に提出し、昭和二年六月二十九日原案の通決定せられたり。

而して要交付補償金總額は百三萬千百八十四圓五十錢にして人員九百九十一人なり。

補償金計算調書

（其の一）

摘要	員數
整理前宅地總面積	四七、〇二三坪四〇
整理後宅地總面積	三八、九四八坪五六
潰地面積	八、〇七四坪八四
整理前宅地總面積に對する潰地面積の割合	〇・一七一七一九六

整理前宅地の一割に相當する面積	四、七〇二坪三四
補償總面積	三、三七二坪五〇
整理前宅地總指數	二七、九四二、八八九個

摘要	員數
整理前宅地の一割に相當する面積	四、七〇二坪三四
補償總面積	三、三七二坪五〇
整理前宅地總指數	二七、九四二、八八九個
同上平均坪當指數	五九四個
指數單價	〇圓五五
整理前宅地坪當價格	三一六圓七〇
補償總指數	二、〇〇三、二六五個
補償金總額	一、一〇一、七九五圓七五

（其の二）

摘要	員數
特別都市計畫法施行令第二十九條該當中指數相當額配當のもの　面積	所有權 八〇坪一三 借地權 四坪八六
同　整理前指數	九五、五九七個
同　補償指數	九五、五九七個
同　補償金額	五二、五七八圓三五
差引整理前宅地總指數	二七、八四七、二九二個
差引補償總指數	一、九〇七、六六八個
補償金配當率（整理前指數千個當）	六八個五〇四六一四

特別都市計畫法施行令第二十九條該當中按分率に依り配當のもの	面積	所有權 七四二坪二〇 借地權 六六九坪三六
	整理前指數	四七八、六一五個
	補償指數	三二、七八七個
	補償金額	一八、〇三二圓八五
差引要交付補償金		一、〇三一、一八四圓五五

備考

一　指數單價五十五錢は、大正十四年九月十八日補償審査會に於て決定せるものなり。

二　特別都市計畫法施行令第二十九條該當地の面積は、土地臺帳又は官廳の臺帳面積を掲上せり。

三　補償金配當率は、前表差引整理前宅地總指數(二七、八四七、二九二個)を以て差引補償總指數(一、九〇七、六六八個)を除したるものなり。

四　各筆の補償金(各所有權及借地權に對する補償金)は、前號の配當率に依り、補償指數を求め之に指數單價を乘じて算出せるものなり。

第二　補償金國市負擔區分

本地區に於ける補償金國市負擔區分に關する計算は左記調査表の如く、全額百三萬千百八十四圓五十五錢を國に於て負擔するものなり。

國市負擔區分調査表
(其の一)

本地區に於ける補償金國•市負擔區分に關する計算は左記調査表の如く、全額百三萬千百八十四圓五十五錢を國に於て負擔するものなり。

國市負擔區分調査表

（其の一）

補償 面積	補償 指數	補償 金額	國負擔 面積	國負擔 指數	國負擔 金額	市負擔 面積	市負擔 指數	市負擔 金額	備考 整理前面積 / 總指數	備考 平均坪當指數	備考 國又は公有地指數
三、三七二・五〇坪	二、〇〇三、二六五個	一、一〇一、七九五・七五円	三、三七二・五〇坪	二、〇〇三、二六五個	一、一〇一、七九五・七五円	—坪	—個	—円	四七、〇三三・四〇坪 / 二七、九四二、八八九個	五九四個	五七四、二二二個

（其の二）

負擔區分	種別	補償 面積	補償 指數	補償 金額	施行令第二十九條該當地 按分率に依るもの 指數	施行令第二十九條該當地 按分率に依るもの 金額	施行令第二十九條該當地 控除の分 指數	施行令第二十九條該當地 控除の分 金額	施行令第二十九條該當地 計 指數	施行令第二十九條該當地 計 金額	差引交付 指數	差引交付 金額
國負擔	幹線	三、三七二・五〇坪	二、〇〇三、二六五個	一、一〇一、七九五・七五円	三二、七八七個	一八、〇三二・八五円	九五、五九七個	五二、五七八・三五円	一二八、三八四個	七〇、六一一・二〇円	一、八七四、八八一個	一、〇三一、一八四・五五円
	計	三、三七二・五〇	二、〇〇三、二六五	一、一〇一、七九五・七五	三二、七八七	一八、〇三二・八五	九五、五九七	五二、五七八・三五	一二八、三八四	七〇、六一一・二〇	一、八七四、八八一	一、〇三一、一八四・五五

市負擔		—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
總	計	三、三七三・五〇	二、〇〇三、二六五	三二、七八七	九五、五九七	一二八、三四〇	一、八七四、八八一
			一、一〇一、七九五・七五	一八、〇三二・八五	五三、五七八・三五	七〇、六二一・二〇	一、〇三二、一八四・五五

第三　補償金の申告

補償金の交付を受けむとする者は、昭和二年六月二十八日迄に之に關する申告書を提出すべき旨、申告書用紙を添へ權利者九百九十一人に對し注意書を發したるに、全部期間內に申告を了したり。

第四　各權利者に直接交付すべき補償金

要交付補償金總額は百三萬千百八十四圓五十五錢なりしが、內二十五萬二千五百九十八圓五十錢を徵收淸算金に充當したる結果、各權利者に直接交付すべき補償金は七十七萬八千五百八十六圓五錢(人員六百十二人)なり。

第五　補償金の交付

前記各權利者に直接交付すべき補償金七十七萬八千五百八十六圓五錢は、昭和二年七月十一日之が支拂を開始し、同六年二月二十日迄に全部其の支拂を了したり。

百十二人なり

第五 補償金の交付

前記各權利者に直接交付すべき補償金七十七萬八千五百八十六圓五錢は、昭和二年七月十一日之が支拂を開始し、同六年二月二十日迄に全部其の支拂を了したり。

第七章 登記及地價配賦

第一節 登記

第一 代位登記

土地に關し代位登記を爲したる件數は土地表示更正及變更十七件、土地名義人表示更正及變更六件、分合筆十五件、所有權保存一件及所有權移轉九件なり。

第二 區劃整理登記

土地囑託筆數は整理前七十一筆、整理後百六十五筆にして、建物囑託件數は要登記のもの三百二十一件、現存を認め難きもの千三百九十一件なり。

囑託書を東京區裁判所に提出したるは昭和二年六月二十一日にして、登記の完了は同年九月三日なり、而して登記の停止期間は換地處分告示の日即ち昭和二年六月二十一日より約二箇月に亘れり。

第二節 地價配賦

第一 地價配賦前の處理

本地區の土地區劃整理施行申告、工事著手届及工事完了届を永代橋税務署長に提出したる年月日左の如し。

一 土地區劃整理施行申告　大正十四年六月三日
一 工事著手届　同　日
一 工事完了届　昭和二年六月二十日

第二　地價配賦

地價配賦案は昭和二年六月二十二日永代橋税務署長に提出し、同年十月二十五日地價配賦許可の指令を受けたり。

本地區整理前有租地の地價總額は七十二萬六千二百四十五圓四十四錢にして、整理に依り減少したる有租地面積に對する控除地價額は十八萬七千六百圓三十八錢なり、之を前述の地價總額七十二萬六千二百四十五圓四十四錢より控除したる五十三萬八千六百四十五圓六錢は、即ち整理後有租地に對し配賦せらるべき地價額とす、而して整理後各筆許定指數千個當配賦地價額は十九圓九十八錢四三〇六なり、地價配賦算定に關する數字を示せば左の如し。

一　整理前後有租地面積

整理前面積	整理後面積	差引減歩面積
五〇、〇三七・三八坪	三七、九七九・二五坪	一二、〇五八・一三坪

二　整理前有租地坪當平均地價

整理前有租地面積	同上總地價	坪當平均地價
五〇、〇三七・三八坪	七二六、二四五・四四円	一五・五五八円

三　控除せらるべき地價

有租地差引減歩面積	坪當平均地價	控除地價

整理前有租地面積	同上總地價	坪當平均地價
五〇、〇三七・三八坪	七七八、一四五・四四円	一五・五五八円

三　控除せらるべき地價

有租地差引減歩面積	坪當平均地價	控除地價
一二、〇五八・一三坪	一五・五五八円	一八七、六〇〇・三八円

四　整理後評定指數千個當配賦地價額

整理後有租地總指數	配賦地價額	指數千個當配賦地價額
二六、九五三、四〇二個	五三八、六四五・〇六円	一九・九八四三〇六円

次に整理前後の土地を有租地、免租地及公共用地の區分に從ひ地目別に掲記すれは左の如し。

整理前後土地面積及筆數調

區分	地目	從前の土地 臺帳面積	從前の土地 筆數	整理後の土地 實測面積	整理後の土地 筆數	面積差引 增	面積差引 減	筆數差引 增	筆數差引 減
有租地	宅地	四六、六七七・〇六坪 外道路 三、〇八七・七三	四九	三七、九七九・二五坪	一六二	一坪	八、六九七・八一坪	一一三	一
	計	四六、六七七・〇六 外道路 三、〇八七・七三	四九	三七、九七九・二五	一六二	一	八、六九七・八一	一一三	一

免租地	道路	外道路七三・三三 六、九九三・〇四	二〇	—	—	—	六、九九三・〇四	—	二〇
	河岸地	七四二・二〇	一	九六九・三二	三	二三七・一二	—	二	—
	官有地	八〇・一三	一	—	—	—	八〇・一三	—	一
	計	外道路七三・三三 七、八一五・三七	三	九六九・三二	三	二三七・一二	七、〇七三・一七	—	三
公共用地	道路	八、〇九二・七二	—	二七、二八二・二二	—	一九、一八九・三九	—	—	—
	溝渠	二一一・八七	—	—	—	—	三一・八七	—	—
	計	八、三〇四・五九	—	二七、二八二・二二	—	一九、一八九・三九	三一・八七	—	—
合計		外道路三、一六一・〇五 六三、七九七・〇二	七	六六、二三〇・六七	一六五	一九、四一六・五〇	一五、九八二・八五	一一五	二

乙　建物其の他の工作物移轉

乙　建物其の他の工作物移轉

第一章　整理前の建物

本地區整理前の宅地總面積は四萬七千二十三坪にして、之に所在する建物の總棟數は千六百十一棟、此の延坪數三萬九百七十九坪五合三勺なり、而して建物一棟當り宅地面積は二十九坪一合九勺、同建物延坪數は十九坪二合三勺なり。

前記總棟數の內移轉を要するもの千六百一棟(總棟數に對し九割九分)にして、爾餘の十棟は換地の關係に依り、其の儘据置き得る不要移轉建物なり(總棟數は昭和二年十二月調復興局移轉料調書に依りたり)

第二章　移轉經過

第一節　移轉命令

本地區の換地面積決定に關する件は、大正十四年三月十四日土地區劃整理委員會に於て決議ありたるを以て、直ちに建物及工作物の現狀調査に著手し、其の調査に基き移轉工法竝工程を定め、大正十四年四月二十五日第一次として濱町三丁目の一部に所在する建物二十六棟に對し、移轉命令十七通、同通知十通を發し、爾來引續き發令に努め、同年十月二十九日濱町二丁目の一部の發令を最後とし、要移轉建物千六百一棟の內千五百九十三棟及工作物に對し、移轉命令千三百二十一通、同通知千七十六通を發し、

爾餘の八棟に對しては協議其の他の方法に依りたり。

第二節　損害補償

移轉命令の發令に次で建物及工作物の新築費竝動産の種類、數量及營業休止に因る損害等の現地調査に著手、其の調査に基き移轉損害補償金の算定を爲し、大正十四年六月十二日以降順次之を補償審査會に提案し、審議決定を重ぬること前後二十五回（變更案の決定を含む）にして翌十五年二月五日一先終了したるが、其の後に至り既決補償金の變更を要するものあり、之が審議決定を爲すこと十回に及び、昭和四年四月三十日に至り全部の決定を了せり、尚補償審査會の決定を要せざるものに付ては、調査算定すると共に關係者と協定する等夫々處理を了したり。

補償審査會に於て決定したる補償金及其の他の移轉料總額は百八十八萬六千五十五圓六十二錢にして、內國負擔額百八十萬四千百四十圓四十錢、市負擔額八萬千九百十五圓二十二錢なり。

前記の補償金竝移轉料は昭和六年三月末日迄に其の大部分の支拂を爲し、殘額七百六十九圓九錢の內、國負擔に係る七百四圓六十四錢は東京供託局に供託し、市負擔に係る六十四圓四十五錢は支拂未濟なり。

尙補償審査會に於て決定したる補償金總額竝其の內譯を示せば左の如し。

建物棟數	延坪數	補償金	內譯 區分	內譯 金額	內譯 坪當
一、五六〇	二九、七九六・二三坪	一、七九八、〇六五・八〇円	建物移轉料	一、一四五、七〇〇・七三円	三八・四五円
			工作物移轉料	二九一、一九二・五一	九・七七
			造作移轉料	三七、五〇〇・〇五	一・二六
			動産移轉料	一一六、六六七・七五	三・九二
			休業補償	一二七、五〇三・一〇	四・二八

一、五六〇	二九、七九六・二三坪	一、七九八、〇六五・八〇円

造作移轉料	三七、五〇〇・〇五	一・二六
動產移轉料	二一六、六五七・七五	三・九二
休業補償	三二七、五〇三・一〇	四・二八
雜費	七九、五三一・五六	二・六七
計	一、七九八、〇六五・八〇	六〇・三五

第三節　移轉實施

本地區の移轉工事は大正十四年七月之に著手し、同年中に四百七十三棟、同十五年中に千百二十八棟の移轉を完了し、工事著手以來一年六月にして建物千六百一棟及其の他工作物の移轉完了を見るに至りたり、之を月別に示せば左の如し。

年＼月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	累計
大正十四年	—	—	—	—	—	—	八	二四	三一	六一	二一九	一三〇	四七三	四七三
大正十五年 昭和元年	八四	一〇八	一五一	一三五	二四四	一一五	九四	七七	七二	三〇	一七	一	一、一二八	一、六〇一

乙

建物棟數	延坪數	補償金

內譯

區分	金額	坪當
建物移轉料	一、一四五、七〇〇・一三円	三八・四五円
工作物移轉料	二九一、一九一・五一	九・七七

丙　地下埋設物其の他工作物整理

第一章　概　說

本地區に於ける地下埋設物其の他工作物整理費中本市負擔額は八千八十圓三十錢にして、之を工種別に見るときは一地區集計二千八百六十五圓二十八錢、應急整理一工事九百十三圓二十四錢、假本整理六百九十三圓五錢、私有管線三千六百八圓七十三錢なり、更に之を事業者別に見るときは市水道局三千六百三圓六十七錢、市電氣局二百六十六圓九十八錢、東京電燈株式會社二千五十七圓二十錢、東京瓦斯株式會社二千百五十二圓四十五錢なり、其の事業者別一覽及支拂狀況を示せば左の如し。

事業者別一覽

種別	市水道局	市電氣局	東京電燈株式會社	東京瓦斯株式會社	計
一地區集計	円 九八四・〇七	円 一七二・七〇	円 六二二・三六	円 一、〇八六・一五	円 二、八六五・二八
應急整理一工事	二五八・九八	―	五〇五・五八	一四八・六八	九一三・二四
假本整理	三三五・〇九	九四・二八	七〇・九三	一九二・七五	六九三・〇五
私有管線	二、〇二五・五三	―	八五八・三三	七二四・八七	三、六〇八・七三
計	三、六〇三・六七	二六六・九八	二、〇五七・二〇	二、一五二・四五	八、〇八〇・三〇

年度別工事費支拂進捗狀況

種別	大正十五年昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	計
	円	円	円	円	円	円

年度別工事費支拂進捗狀況

種別	大正十五年 昭和元	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	計
一地區集計	円 —	円 三九七・五五	円 二〇七・四五	円 二、二六〇・二八	円 —	円 二、八六五・二八
應急整理一工事	二三九・一八	五八八・〇〇	—	八六・〇六	—	九一三・二四
假本整理	—	—	一六五・二一	五二七・八四	—	六九三・〇五
私有管線	四五七・七二	一、三四三・四三	六四七・八三	一、一二四・二八	三五・四七	三、六〇八・七三
計	六九六・九〇	二、三二八・九八	一、〇二〇・四九	三、九九八・四六	三五・四七	八、〇八〇・三〇
進捗步合%	八	二九	一三	四九	一	一〇〇

第二章　本枝管線處理

第一節　應急整理一地區集計

本地區に於ける整理總數量は電柱百八十六本、管線路七千九百間一及關係工作物にして、其の整理費九萬五千五百九圓九十六錢を左記負擔區分に依りたる爲本市負擔額は二千八百六十五圓二十八錢なり、其の負擔別比率及支拂狀況を示せば左の如し

負擔別比率

負擔區分		潰地面積	比率 %
國負擔	幹線街路費	四、九一七坪	三九
	土地整理費	七、四二九	五八
	計	一二、三四六	九七
市負擔補助線街路費		三四二	三
合計		一二、六八八	一〇〇

支拂狀況

年度	水道	市電	東電	瓦斯	計
昭和二年	円 —	円 六〇・一九	円 —	円 三三七・三六	円 三九七・五五
昭和三年	—	—	二〇七・四五	—	二〇七・四五
昭和四年	九八四・〇七	一一三・五一	四一四・九一	七四八・七九	二、二六〇・二八
計	九八四・〇七	一七三・七〇	六二二・三六	一、〇八六・一五	二、八六五・二八

第二節　應急整理一工事

本地區に於ける應急整理一工事中本市施行竝負擔に屬する工事は補助線街路工事に伴ふものにして其の件數六件整理費九百十三圓二十四錢なり、而して其の整理費は昭和二年五月九日より同四年七月十八日迄に全部支拂を爲せり、之を事業者別に見るときは市水道局二件金額二百五十八圓九十八錢、東京電燈株式會社一件金額五百五十五圓五十八錢、東京瓦斯株式會社三件金額百四十八圓六十八錢なり、其の工種別竝支拂狀況を示せば左の如し。

の件數六件整理費九百十三圓二十四錢なり、而して其の整理費は昭和二年五月九日より同四年七月十八日迄に全部支拂を爲せり、之を事業者別に見るときは市水道局二件金額二百五十八圓九十八錢、東京電燈株式會社一件金額五百五圓五十八錢、東京瓦斯株式會社三件金額百四十八圓六十八錢なり、其の工種別竝支拂狀況を示せば左の如し。

工事種別

種別		水道		東電		瓦斯		計	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
道路工事支障	電柱	—	— 円	八本	五〇五・五八円	—	— 円	八本	五〇五・五八円
	管線路	—	—	—	—	二・四間	六二・六二	二・四間	六二・六二
	其の他	三ケ所	二五八・九八	—	—	五ケ所	八六・〇六	八ケ所	三四五・〇四
計			二五八・九八		五〇五・五八		一四八・六八		九一三・二四

支拂狀況

年度	水道		東電		瓦斯		計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
大正十五年 昭和元年	一	二三九・一八円	—	— 円	—	— 円	一	二三九・一八円
昭和二年	一	一九・八〇	一	五〇五・五八	一	六二・六二	三	五八八・〇〇
昭和四年	—	—	—	—	二	八六・〇六	二	八六・〇六
計	二	二五八・九八	一	五〇五・五八	三	一四八・六八	六	九一三・二四

第二節　應急整理一工事

本地區に於ける應急整理一工事中本市施行竝負擔に屬する工事は補助線街路工事に伴ふものにして其

第三節　假本整理

本地區に於ける假本整理工事中本市施行竝負擔に屬する工事は補助線街路工事に伴ふものにして其の件數四件整理費六百九十三圓五錢なり、而して其の整理費は昭和三年六月六日より同五年十二月四日迄に全部支拂を爲せり、之を事業者別に見るときは市水道局一件金額三百三十五圓九錢、市電氣局一件金額九十四圓二十八錢、東京電燈株式會社一件金額七十圓九十三錢、東京瓦斯株式會社一件金額百九十二圓七十五錢なり、其の工種別竝支拂狀況を示せば左の如し。

工事種別

種別		水道 數量	水道 金額	市電 數量	市電 金額	東電 數量	東電 金額	瓦斯 數量	瓦斯 金額	計 數量	計 金額
交通支障	電柱	—	円 —	本 八	円 九四・二八	—	円 —	—	円 —	本 八	円 九四・二八
	其の他	—	—	—	—	ヶ所 二	七〇・九三	—	—	ヶ所 二	七〇・九三
	計	—	—	—	九四・二八	—	七〇・九三	—	—	—	一六五・二一
其の他	管線路	間 八四・六	三三五・〇九	—	—	—	—	間 九六・八	一九二・七五	間 一八一・四	五二七・八四
合計	電柱	—	—	本 八	九四・二八	—	—	—	—	本 八	九四・二八
	管線路	間 八四・六	三三五・〇九	—	—	—	—	間 九六・八	一九二・七五	間 一八一・四	五二七・八四
	其の他	—	—	—	—	ヶ所 二	七〇・九三	—	—	ヶ所 二	七〇・九三
	計		三三五・〇九		九四・二八		七〇・九三		一九二・七五		六九三・〇五

支拂狀況

第三章　私有管線處理

本地區に於ける私有管線整理工事中本市負擔に屬する工事は件數百三十六件整理費三千六百八圓七十三錢にして、大正十五年八月二十七日水道工作物整理費の支拂を最初とし、それより逐次支拂を爲し昭和六年三月五日同じく水道工作物整理費の支拂を最終とし全工事費の支拂を了せり、之を事業別に見るときは水道四十八件金額二千二十五圓五十三錢、東電六十六件金額八百五十八圓三十三錢、瓦斯二十二件金額七百二十四圓八十七錢なり、尙前記の内事業者拂ひに屬するもの百三十六件金額三千四百八十五圓二十錢、又再設費現金補償に屬するもの十三件金額百二十三圓五十三錢なり、其の事業別一覽及支拂狀況を示せば左の如し。

支拂狀況

年度	水道 件數	水道 金額	市電 件數	市電 金額	東電 件數	東電 金額	瓦斯 件數	瓦斯 金額	計 件數	計 金額
昭和三年	—	円 —	一	円 九四・二八	一	円 七〇・九三	—	円 —	二	円 一六五・二一
昭和五年	一	三三五・〇九	—	—	—	—	一	一九二・七五	二	五二七・八四
計	一	三三五・〇九	一	九四・二八	一	七〇・九三	一	一九二・七五	四	六九三・〇五

事業別一覽

種別	水道 件數	水道 金額	東電 件數	東電 金額	瓦斯 件數	瓦斯 金額	計 件數	計 金額
事業者拂	四八	一、九五七・三八円	六六	八一二・四四円	一二	七一五・三八円	一二六	三、四八五・二〇円
現金補償（個人拂）再設費補償	五	六八・一五	七	四五・八九	一	九・四九	一三	一二三・五三
合計	四八	二、〇二五・五三	六六	八五八・三三	一二	七二四・八七	一二六	三、六〇八・七三

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

支拂狀況

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償（再設費補償個人拂） 件數	現金補償（再設費補償個人拂） 金額	合計 件數	合計 金額	步合 %
大正十五年 昭和元年	九	三七六・〇九円	九	八一・六三円	九	四五七・七二円	一三
昭和二年	七九	一、三〇一・五三	四	四一・九〇	七九	一、三四三・四三	三七
昭和三年	二五	六四七・八三	―	―	二五	六四七・八三	一八
昭和四年	三	一、一二四・二八	―	―	三	一、一二四・二八	三
昭和五年	一	三二五・四七	―	―	一	三二五・四七	一
計	一二六	三、四八五・二〇	一三	一二三・五三	一二六	三、六〇八・七三	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第一　水道

本市負擔に屬する水道工作物整理費は二千二十五圓五十三錢にして、大正十五年八月二十七日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲し、昭和六年三月五日迄に全工事費の支拂を了せり、而して前記工事

第一　水道

本市負擔に屬する水道工作物整理費は二千二十五圓五十三錢にして、大正十五年八月二十七日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲し、昭和六年三月五日迄に全工事費の支拂を了せり、而して前記工事費中事業者拂ひに屬するもの四十八件金額千九百五十七圓三十八錢、又再設費現金補償に屬するもの五件金額六十八圓十五錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

支拂狀況

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償（再設費補償個人拂） 件數	現金補償（再設費補償個人拂） 金額	合計 件數	合計 金額	步合 %
大正十五年 昭和元年	九	円 三七六・〇九	三	円 四七・八九	九	円 四二三・九八	二一
昭和二年	一四	三六七・九八	二	二〇・二六	一四	三八八・二四	一九
昭和三年	二	五三・五六	―	―	二	五三・五六	三
昭和四年	二二	一、一二四・二八	―	―	二二	一、一二四・二八	五五
昭和五年	一	三五・四七	―	―	一	三五・四七	二
計	四八	一、九五七・三八	五	六八・一五	四八	二、〇二五・五三	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第二　東電

本市負擔に屬する東電工作物整理費は八百五十八圓三十三錢にして、大正十五年十月二十三日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲し、昭和四年二月七日迄に全工事費の支拂を了せり、而して前記工事費中事業者拂ひに屬するもの六十六件金額八百十二圓四十四錢、又再設費現金補償に屬するもの七件金額四十五圓八十九錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

支拂狀況

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償(再設費補償個人拂) 件數	現金補償(再設費補償個人拂) 金額	合計 件數	合計 金額	步合 %
大正十五年昭和元年	—	—	六	三二・七四円	—	三二・七四円	四
昭和二年	五五	五八一・一八	一	一三・一五	五五	五九三・三三	六九
昭和三年	一一	二三一・二六	—	—	一一	二三一・二六	二七
計	六六	八一二・四四	七	四五・八九	六六	八五八・三三	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第三　瓦斯

本市負擔に屬する瓦斯工作物整理費は七百二十四圓八十七錢にして、昭和二年十二月七日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲し、同三年十月二十四日迄に全工事費の支拂を了せり、而して前記工事費中事業者拂ひに屬するもの二十二件金額七百十五圓三十八錢、又再設費現金補償に屬するもの一件金額九圓四十九錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

第三　瓦　斯

本市負擔に屬する瓦斯工作物整理費は七百二十四圓八十七錢にして、昭和二年十二月七日より支拂を開始しそれより逐次支拂を爲し、同三年十月二十四日迄に全工事費の支拂を了せり、而して前記工事費中事業者拂ひに屬するもの二十二件金額七百十五圓三十八錢、又再設費現金補償に屬するもの一件金額九圓四十九錢なり、其の支拂狀況を示せば左の如し。

支拂狀況

年度	事業者拂 件數	事業者拂 金額	現金補償（再設費補償個人拂） 件數	現金補償（再設費補償個人拂） 金額	合計 件數	合計 金額	步合 %
昭和二年	一〇	円 三五二・三七	一	円 九・四九	一〇	円 三六一・八六	五〇
昭和三年	一二	三六三・〇一	—	—	一二	三六三・〇一	五〇
計	二二	七一五・三八	一	九・四九	二二	七二四・八七	一〇〇

備考　合計件數欄中には再設費補償件數を含まず。

第十三地區